

人権教育指導の手引き (第二版)

岡山県教育庁人権教育課

はじめに

「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成25年に公表した「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」において、各教育委員会及び学校における人権教育の取組は「概ねその定着が図られている」と評価しましたが、一方で、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の周知及び内容の理解が、必ずしも十分ではないことから、年間指導計画の策定、指導内容や校内研修の内容検討の際の資料として、〔第三次とりまとめ〕の一層の活用を提言しました。

そこで、岡山県教育委員会では、「第2次岡山県人権教育推進プラン」を踏まえ、平成27年3月、〔第三次とりまとめ〕の内容に基づき、特に、学校教育における「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」について、具体的な指導方法を掲載した「人権教育指導の手引き」を作成し、周知に努めてきました。

しかし、手引き作成後、平成28年3月「第4次岡山県人権政策推進指針」の策定、さらには「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等の制定による人権に関する法的整備の進展を受け、「第3次岡山県人権教育推進プラン」が、平成29年2月に策定されました。

こうしたことから、このたび「人権教育指導の手引き」を見直し、第二版を作成しました。

各学校におかれましては、地域や子どもの実態等を踏まえ、引き続き、この「人権教育指導の手引き（第二版）」を活用いただき、自他の人権擁護の実践力、行動力を持った子どもの育成及び、教職員の人権感覚の高揚を目指して、積極的に人権教育に取り組まれますようお願いいたします。

平成30年3月

岡山県教育庁人権教育課長 向井 重明

「人権教育指導の手引き（第二版）」目次

○ 活用に当たって

I 岡山県における人権教育の進め方

1 第3次岡山県人権教育推進プラン	1
-------------------	---

II 学校教育における人権教育の進め方

1. 学習の進め方

1 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕とは	5
2 人権教育が目指すもの	6
〈コラム〉人権とは	
3 人権教育を通じて育てたい資質・能力	7
4 人権教育の進め方	9
〈コラム〉目指す姿を考える	
5 人権教育目標の設定	13
〈コラム〉隠れたカリキュラム	
6 人権教育の指導内容	14
〈コラム〉道徳教育と人権教育	
7 人権教育の指導方法	19
8 全体計画（全体構想図）	21
9 年間指導計画	23
10 学習指導案	29
11 子どもの成長や変容に関する評価と活用	36

2. 教育活動全体で推進するために

1 教育活動全体を通じた人権教育の推進	37
〈コラム〉効果のある学校（effective school）	
2 家庭・地域等との連携、校種間の連携	40
〈コラム〉ワークショップとは	
3 教職員研修	42
4 人権教育の点検・評価	43

○ Q&A	44
-------	----

○ 資料

● 人権教育関連年表	47
● 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【概要】	48
● 発達段階に即した人権教育の指導方法	49
● 発達段階ごとに育てたい資質・能力例	51
● 効果的な教材の例	53
● 点検・評価アンケートの項目例【児童生徒向け】	54
● 教職員の人権感覚チェックシート例	55
● 岡山県教育委員会人権教育指導資料等	56
● 参考になるウェブページ等	57

○ 参考資料等	58
---------	----

○ 検討委員会委員・協力者会議委員等	
--------------------	--

活用に当たって

○「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づく本冊子の活用について

「第3次プラン」では、三つの視点に基づいて人権教育を推進するよう示しています。三つの視点とは、視点1「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」、視点2「自立支援」、視点3「人権を尊重する環境づくり」です。

本冊子は、この視点1のうち、特に学校教育における「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」について、[第三次とりまとめ]の内容を踏まえ、具体的な指導方法等を掲載しています。子どもの実態把握、目標及び指導計画の策定、取組の実施、点検・評価、評価の活用という人権教育の進め方について、具体的な方法や留意点等とを主に示しています。

○全ての教職員で取り組む人権教育

人権教育は、教科等指導、生徒指導、学級経営等の学校の教育活動の様々な場面において取組を進めていくことが大切です。これらの場面や教職員の役割に応じた取組について理解が深められるよう、本冊子の参考となる箇所を次に示しておきます。

	該当 ページ	学校全体 の組織的 な取組	学級経営 等の取組	教科等指 導の取組
I 岡山県における人権教育の進め方				
1 第3次岡山県人権教育推進プラン	1	●	●	●
II 学校教育における人権教育の進め方				
1. 学習の進め方				
1 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] とは	5	●	●	●
2 人権教育が指すもの 〈コラム〉人権とは	6	●	●	●
3 人権教育を通じて育てたい資質・能力	7	●	●	●
4 人権教育の進め方 〈コラム〉目指す姿を考える	9	●	●	●
5 人権教育目標の設定 〈コラム〉隠れたカリキュラム	13	●		
6 人権教育の指導内容 〈コラム〉道徳教育と人権教育	14			●
7 人権教育の指導方法	19			●
8 全体計画（全体構想図）	21	●		
9 年間指導計画	23		●	●
10 学習指導案	29			●
11 子どもの成長や変容に関する評価と活用	36		●	●
2. 教育活動全体で推進するために				
1 教育活動全体を通じた人権教育の推進 〈コラム〉効果のある学校（effective school）	37	●	●	●
2 家庭・地域等との連携、校種間の連携 〈コラム〉ワークショップとは	40	●	●	
3 教職員研修	42	●		
4 人権教育の点検・評価	43	●	●	●

○「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の参照ページについて

本冊子の内容をより深く理解するためには、〔第三次とりまとめ〕をお読みください。その際、参考となる箇所については、次のように示しています。

- 指導等の在り方編 → **指導等の在り方編〇ページ**
- 実践編 → **実践編〇ページ**
- 実践編～個別的な人権課題に対する取組～
→ **実践編～個別的な人権課題に対する取組～〇ページ**

○本冊子を活用した教職員研修

本冊子の内容についての理解を深め、各学校の実態に即した人権教育の取組を考案するためには、各学校において教職員研修を実施することが効果的です。その際に活用できる研修用資料として、研修の流れやパソコンでの提示資料等を岡山県教育庁人権教育課のホームページに掲載しています。各学校の研修内容に合わせて改良し活用してください。

1 第3次岡山県人権教育推進プラン

1 人権をめぐる国内外の取組

(1) 国際社会の取組

昭和23年(1948年)、国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。その後も、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約が採択されています。

世界では、基本的人権の礎である民主化が1980年代より進展し、1990年代の冷戦構造崩壊によりそれは加速されました。平成5年(1993年)には、ウィーンで世界人権会議が開催され、女性や子ども、少数者、先住民等を含む全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることが確認されました。

国連は、人権問題の解決に向け、世界的な規模で人権教育を推進し、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、平成7年(1995年)から「人権教育のための国連10年」を実施しました。

しかし、21世紀に入ると、イデオロギーや価値の多極化、グローバル・パワーの分散化によって民主化の動きは停滞又は後退はじまりました。世界各地で地域紛争やテロ事件が多発し、これに伴う人権侵害、難民の発生など深刻な問題が表面化しています。グローバル化する世界の中で、国際社会全体で人権の促進及び保護に取り組む必要性は一層高まっています。

国連では、平成17年(2005年)から、「人権教育のための世界計画」に取り組み、第1フェーズ(段階)として初等中等教育に焦点を当てた取組が進められました。平成22年(2010年)からは高等教育及び教員、公務員等の人権研修に重点を置いた第2フェーズの取組が展開され、平成27年(2015年)からは第3フェーズとして、第1・第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てる取組が進められています。

(2) 国の取組

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権に関わる諸法令が施行され、人権に関する諸施策が講じられてきました。

教育の分野では、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、学校園・家庭・地域のあらゆる場で推進されてきました。

平成9年、国連の呼びかけに応じて、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、平成12年には、議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。国は、この法律に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

2 「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進

岡山県は、平成13年3月、「共生社会おかやま」の実現を目指して、人権政策の基本的な方向性を示す「岡山県人権政策推進指針」を策定しました。その後、平成18年及び平成23年の改訂を経て、平成28年3月には「第4次岡山県人権政策推進指針」を策定し、国・市町村・関係機関等との連携・協働のもと、諸施策を推進しています。

また、県教育委員会は、国や県の状況を踏まえて、平成19年1月に策定した「岡山県人権教育推進プラン」や平成24年3月に策定した「第2次岡山県人権教育推進プラン」、及び岡山県教育大綱や第2次岡山県教育振興基本計画に基づき、総合的な人権教育行政を推進してきました。その結果、人権についての理解が進むとともに、人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がってきました。

しかしながら、グローバル化やインターネットの急速な普及等による社会環境の変化によって人権問題の様相が複雑・多様化しているだけでなく、社会で起きている様々な問題の本質は

その多くが人権に関わると考えられ、迅速かつ的確な対応が求められています。

このため、県教育委員会は、岡山県人権教育推進委員会からの提言を受け、平成29年2月に「第3次岡山県人権教育推進プラン」を策定し、引き続き、総合的な人権教育行政を推進しています。

* 参考……〈資料〉人権教育関連年表（47ページ）

（1）人権教育の三つの視点

【視点1】人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それらを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。

知的理解とは、発達段階に応じて、個人の尊厳や人権尊重の意義、人の生命の大切さ、人権の歴史や現状、関係法令等に関する知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を防いだり解決したりするために必要な実践的知識等を理解することです。

人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚です。

人権に関する知的理解を深めることと人権感覚を身に付けることとによって、自分の人権とともに他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度につながり、さらにそれらが、様々な場面や状況下で、問題状況を変えていこうとする実践行動となって現れるようになることが大切です。

【視点2】自立支援

一人一人を大切にするという観点から、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする人の自立支援に取り組みます。

人権をめぐるっては、様々な人権問題に関わる偏見や差別、また、社会問題となっている子ども、高齢者、障害のある人への虐待や配偶者からの暴力等多くの課題があります。差別や人権侵害によって、個人のかげがえのない可能性が制約されている状況があれば、そのことに自分自身が気づき、その人が本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるように支援していくこと（エンパワーメント〔※1〕）が大切です。

取組に当たっては、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、一人一人の状況に応じたきめ細かな指導、相談、支援ができるようにすることが大切です。

○学校園での具体的な取組例

- 教育相談の充実
- 進路相談や支援の充実
- 家庭・地域との連携
- 関係機関等との連携

〔※1〕「エンパワーメント」とは、社会的制約や抑圧により発揮されることが困難であった個人のかげがえのない能力・自己決定力・行動力を、自由で平等な社会を実現することにより、取り戻し引き出していくことをいいます。

【視点3】人権を尊重する環境づくり

視点1及び2の取組の基盤となる、自分や他の人の大切さを認め合えるような学校園や地域の雰囲気づくり、そのための条件整備等の環境づくりに取り組みます。

人権教育が効果をあげるためには、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習が行われる場そのものの在り方が極めて重要な意味を持ちます。人間関係や全体的な雰囲気等も含め、学校園や地域の教育・学習の場の人権を尊重する環境をつくるのが大切です。

また、ユニバーサルデザイン【※2】の考え方の普及など、違いを認め合い、多様性を受容する社会を目指して、自他の人権を尊重し差別を許さない社会的風土を培うことも大切です。

○学校園での具体的な取組例

- 心理検査等を活用した学級集団づくり
- 人権図書コーナーの設置
- 人権ポスター・標語等の掲示
- 教室環境等の整備
- 子どもの人権が尊重される授業づくり
- 言語環境の整備

(2) 人権課題

「第3次プラン」では、次の各人権課題に対する現状と課題、基本的な方針、具体的な取組を示しています。

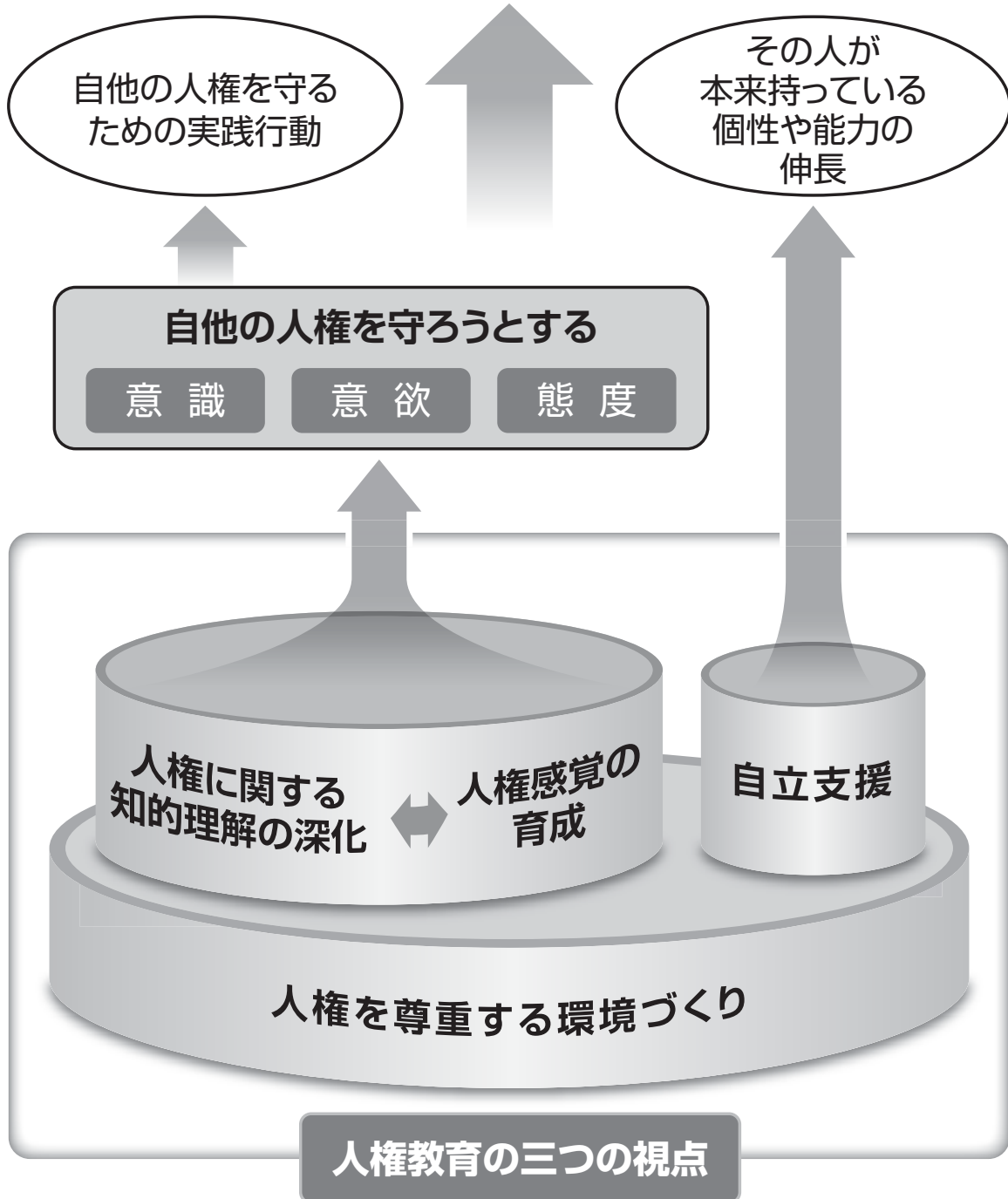
- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害のある人
- 同和問題
- 外国人
- ハンセン病問題
- 患者等（H I V感染症・エイズ、感染症・難病等）
- 犯罪被害者等
- 刑を終えて出所した人等
- 性的少数者
- アイヌの人々
- 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- インターネットによる人権侵害
- 様々な人権をめぐる課題
(プライバシーの保護、被災者、ホームレス問題、北朝鮮当局による拉致問題等)

【※2】「ユニバーサルデザイン」とは、バリアフリー【※3】の考え方を更に進め、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめから、全ての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービス等をデザインするという考え方です。

【※3】「バリアフリー」とは、障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

人権教育が目指すもの

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、明るい笑顔で暮らす「共生社会」の実現



「人権教育」とは、「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」

(「第4次岡山県人権政策推進指針」)

Ⅱ 学校教育における人権教育の進め方

1. 学習の進め方

1 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」とは

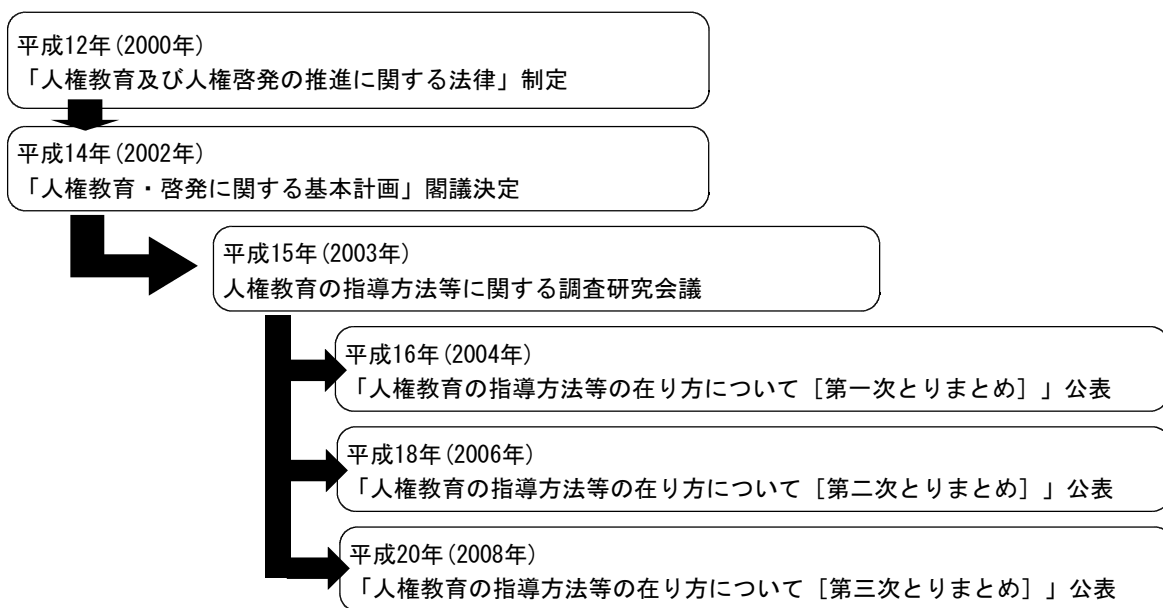
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとされ、人権教育に関する取組の一層の改善・充実が求められました。

こうした指摘を踏まえ、平成15年に、文部科学省により、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議が開催され、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して検討が行われました。そして、平成16年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」が公表され、人権教育とは何かということがわかりやすく示されるとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示されました。

次いで、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討が進められ、平成18年には、〔第二次とりまとめ〕が公表されました。

さらに、この調査研究会議では〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解を深め、実践につなげていけるよう検討が進められ、掲載事例等の充実が図られるとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編に再編成され、平成20年〔第三次とりまとめ〕が公表されました。

指導等の在り方編 1～2 ページ



* 参考…… 〈資料〉 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【概要】
(48ページ)

2 人権教育が目指すもの

1 人権教育とは

指導等の在り方編 4～5 ページ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義付けられています。

人権教育の目標を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められます。

2 学校における人権教育の目標

指導等の在り方編 8 ページ

人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて子どもにもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」となります。そして、このことを単に理解するにとどめるのではなく、実践行動に結び付けることが、学校における人権教育の目標です。

つまり、一人一人の子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標です。

〈コラム〉人権とは

指導等の在り方編 4 ページ

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示しています。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれています。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれています。

このような一つ一つの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なり合っています。このような諸権利をまとめて人権と呼んでおり、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありません。ただし、今日、全国各地で子どもをめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきます。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然です。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになります。

3 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を基盤として、自他の人権を擁護するための意識、意欲、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。これらの資質・能力については、三つの側面（知的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から捉えることができます。

指導等の在り方編5～7ページ



左ページの図の上段には、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成することで、学校における人権教育の目標である「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」へと結び付くことが示されています。

中段には、そのような意識・意欲・態度は、人権に関する知的理解が深められるとともに、人権感覚が育成されることで高められることが示されています。このとき、両者は相互に関連するもので、同等の重みをおいて育成するものです。

下段には、この人権に関する知的理解と人権感覚とが、知識、価値・態度、技能に関わる三つの側面から捉えられることが示されています。

1 三つの側面

指導等の在り方編 5～7ページ

学校教育全体を通して、次の三つの側面から捉えられる資質・能力に同様な重みをおいてバランス良く育成していくことが大切です。

知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものです。

人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容や意義について理解を深めます。また、これらの知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つものであることが大切です。

価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものです。

自他の人権擁護のための実践行動をとるには、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などの価値や態度を育成し、人権感覚を高めることが必要です。

技能的側面

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものです。

自他の人権擁護のための実践行動をとるには、人権に関わる内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められます。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要です。コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などを育成します。これらの諸技能が、人権感覚を鋭敏にします。

特に、人権感覚を育成するためには、例えば次のような力や技能などを総合的にバランス良く培うことが求められます。

- ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見出して、それを実現させる能力やそのための技能

4 人権教育の進め方

人権教育を進めるに当たって、子どもの現実の姿から離れた取組にならないよう、家庭や地域の実態も踏まえ、子どもの姿をしっかりと見据えておく必要があります。子どもの実態把握に始まり、子どもの変容の姿を見きわめ、次の取組につなげられるような人権教育を推進するには、次のような手順が考えられます。

子どもの実態を把握する

教職員全体で

★「自他の人権を大切にできる力」が十分身に付いていないために生じている言動に留意すること。

(例)

- ・いじめ
- ・デートDV
- ・他者を軽んじた振る舞い
- ・差別や偏見

★子どもへのアンケートや面談、教職員の観察等から把握すること。また、学校評価等を活用し、保護者や地域の実情を知ること。

人権教育目標を設定する 〈全体計画を立てる〉

教職員全体で

〇〇中学校の人権教育目標

★「目指すべき子どもの姿」「目指すべき集団」として卒業時点の状態を想定すること。

第3学年の人権教育目標
(重点目標)

第2学年の人権教育目標
(重点目標)

第1学年の人権教育目標
(重点目標)

★子どもの発達段階に即して、何をできるようさせたいのか、「付けたい力」を明確にし、目標として表現すること。

★教職員だけではなく、子ども自身も目標を理解していること。

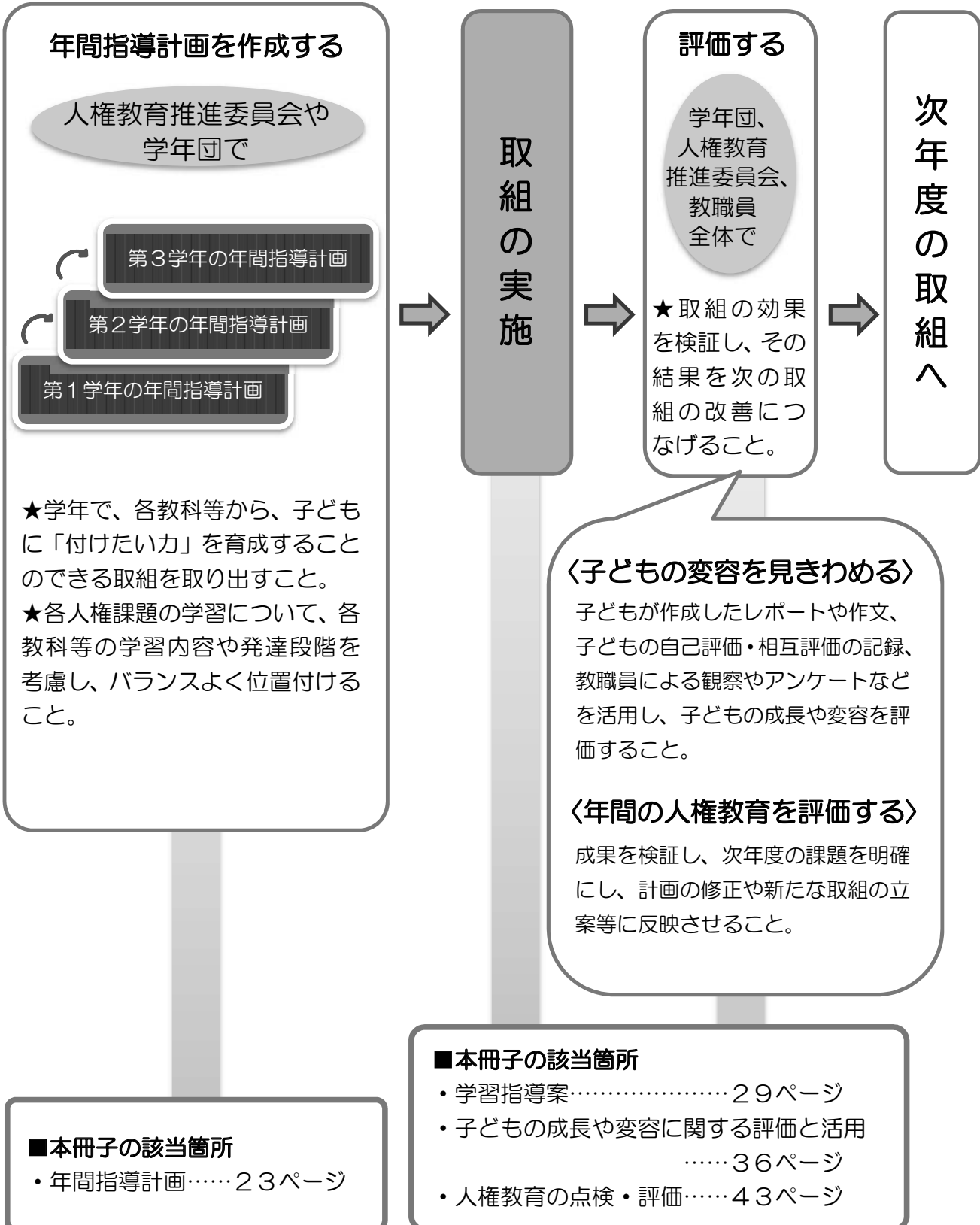
★全体計画には、道徳科や、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、進路指導等の教科外の取組のうち、人権教育と関連を図ることができるものを位置付けること。また、必要に応じて、家庭・地域、関係機関等と連携した取組を位置付けること。

■本冊子の該当箇所

- ・人権教育目標の設定……………13ページ
- ・全体計画（全体構想図）…21ページ

【人権を尊重する環境づくり】

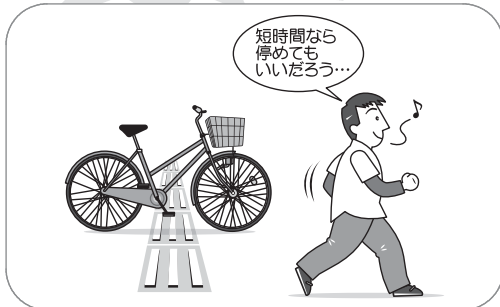
人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方が極めて重要な意味を持ちます。子どもが、豊かな人間関係を通して、一人の人間として大切にされているという実感を持てるようにし、自他を尊重しようとする感覚や仲間としての連帯感、自尊感情を育てていくことができるよう集団づくり等に取り組むことも大切です。



〈コラム〉目指す姿を考える

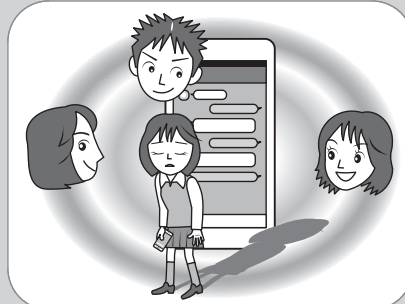
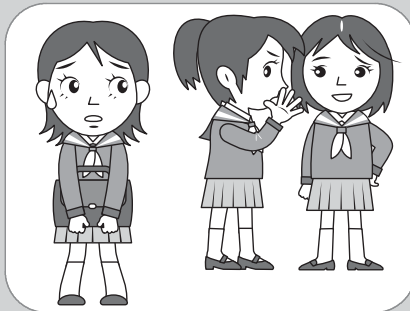
人権教育を進めるに当たっては、まず、各学校で子どもの人権が大切にされていない状況がないかどうか、教職員で確認しましょう。そして、子どもたちがどのような姿や集団になることが望ましいのか考えます。このとき、人権教育は、いじめ等の人権問題解決の「即効薬」ではなく、未然防止や不幸にしてそれが生じた場合の解決に必要な資質・能力を育てるものであることに留意し、全ての子どもへの資質・能力の育成の必要性について共通理解しておくことが大切です。そのうえで、望ましい姿や集団への変容に必要な資質・能力を「知識」「価値・態度」「技能」の三つの側面から考えましょう。

わかってはいるけれど……!



実践行動に結び付きにくい

子どもの人権が大切にされていない……
こんな姿、見かけませんか？



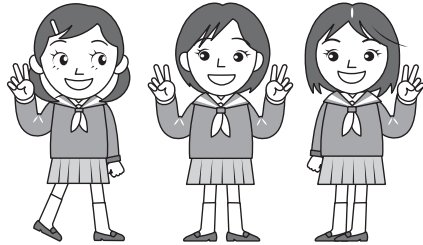
具体的には、このような **知識** として捉えることができます。

- 自由、責任、正義、平等などについて理解している。
- 人権の発展の歴史、人権侵害の歴史や現状について理解している。
- 自分や他の人の人権を守りたいときに、支援してくれる機関や、伝え方を知っている。
- 様々な人権課題の現状や課題について理解している。 など

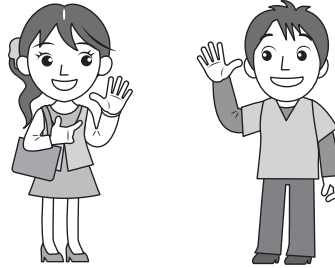
人権に関する
知的理解

人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することによって、自他の人権を守る実践力、行動力を育てることができます。どちらか一方だけでは、実践行動に結び付きにくいいため、両者をバランスよく育成することが大切です。

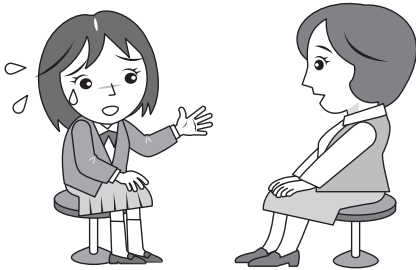
こんな子どもに育ってほしい！



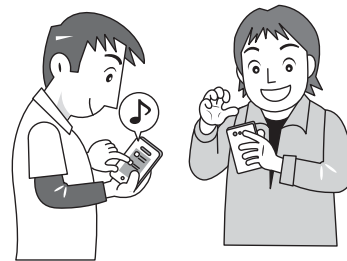
- 悪口を言ったり、仲間はずれにしたりしない。
- 相手を非難や攻撃しないで、自分の言い分を伝えることができる。



- 互いを尊重して、対等な関係をつくることができる。



- 嫌な思いをしたり、不当な扱いを受けたりしたときには、誰かに相談することができる。



- ルールを守り、自他の人権を尊重して、インターネット等を活用することができる。

人権感覚

具体的には、このような **価値・態度** や **技能** として捉えることができます。

- 自分も他の人も尊重しようとする。
- 多様性を受け入れ、肯定的に捉えようとする。
- 他の人の話をしっかりと聴き、自分の思いも適切な方法で伝えることができる。
- 他の人と対等で豊かな関係を築くことができる。 など

どうにかしたい。
でも、どうしたらいいの？



実践行動に結び付きにくい

5 人権教育目標の設定

1 各学校における人権教育目標の設定

指導等の在り方編16ページ

実践編7ページ

各学校においては、校長のリーダーシップの下、校内の運営委員会や職員会議等を通して全教職員の共通理解を図り設定します。

学校としての人権教育の目標を設定するに当たっては、様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意することが重要です。

同時に、こうした目標設定の取組を通じ、人権教育とは、人権に関する知的理解だけでなく、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるような人権感覚の育成を目指すものであること、人権感覚の育成のためには、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められること等について、教職員の共通理解を図っていく必要があります。

これらを踏まえつつ、各学校がこれまでの活動の中で取り組んできたことや、子どもの実態、地域の実情等も考慮し、目指すべき子どもの姿や集団の状態を具体的に想定することが大切です。

2 各学年ごとの目標

学校の人権教育の目標が決まったら、学年ごとの目標を設定します。子どもの発達段階に即して、目指す子どもの姿や集団を想定し、何をできるようにさせたいのか、「付きたい力」を明確にすることが大切です。学年ごとの目標に応じて、資質・能力の育成も段階的に進められることが重要です。

作成に当たっては、人権教育の担当者と各学年の教職員で話し合い、共通理解を図っておく必要があります。また、子どもにもわかりやすい表現を用い、子ども自身も目標について理解をしておくことが大切です。

- * 参考…… 〈資料〉発達段階に即した人権教育の指導方法（49ページ）
- 〈資料〉発達段階ごとに育てたい資質・能力例（51ページ）

〈コラム〉隠れたカリキュラム

子どもの人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘があります。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、子ども自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、子どもははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのです。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要です。

指導等の在り方編9ページ

6 人権教育の指導内容

1 指導内容の構成

指導等の在り方編22ページ

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的に捉えた上で、その指導内容を構成することが必要です。人権教育が育成を目指す資質・能力は、これまで述べてきた三つの側面として捉えることができますが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましいです。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められます。

人権教育をいかにして総合的に位置付け、実践するかについては、様々な工夫や検討が求められています。

【参考】各教科等との関わり

実践編8ページ

各教科

○現行の学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されている教科

→ その内容を反映させた学習活動を展開します。

(例) 中学校(社会[公民的分野])の学習指導要領から抜粋

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。」

○現行の学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されていない教科

→ 人権教育の趣旨に添った内容(「思いやりの心」「生命尊重」「国際理解」など)等に関連させて実施できます。

また、「確かな学力」「基本的な生活習慣」「自尊感情」「自己表現力」「想像力や共感的に理解する力」「コミュニケーションの能力」「人間関係を調整する能力」等についても、人権教育の目標である[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]との関わりから捉え、実施することができます。

(例) 中学校(理科[第2分野])の学習指導要領解説から抜粋

「生物の生殖や遺伝の学習を通して、生命の連続性について認識を深め、生命を尊重する態度を育てることが重要です。」

(例) 中学校(保健体育[体育分野])の学習指導要領から抜粋

「運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、(以下略)。」

特別の教科 道徳

道徳の時間には、「生命の尊さ」、「公正」、「公平」、「社会正義」、「個性の伸長」などの内容に関わる学習を通じて、「自他の権利や生命を尊重」する感性や実践力を育成します。

総合的な学習の時間

教科横断的・総合的な課題、子どもの興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などを設定します。

特別活動

学級活動・ホームルーム活動等において、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成を図るとともに、児童会・生徒会活動や学校行事等を通じ学校生活の充実・発展を目指します。その際、体験的な活動が可能な内容にします。

人権に関する知的理解については、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会を捉えて積極的に取り組むことが求められます。

その場合、指導が単なる知識伝達にとどまらず、子どもがその知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感し、行動に結び付けることができるようにするために、主体的な学習を可能とする指導方法を取り入れることが重要です。なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むことも必要です。

【参考】知的理解に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ①社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う場合
 - 自分自身に直接関わる問題を提示します。
 - 人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、身に付けられるような幅広い内容構成を工夫します。
 - 単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求、討議等、柔軟で弾力的な指導方法を取り入れます。
- ②総合的な学習の時間等に、人権関連の条約等を教材とする場合
 - 発達段階や子どもの実態に照らして、条約等の一部分のみを教材として取り上げることもできます。
 - 本文の内容をテーマにした話合い、必要な情報の探求等、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進めます。
 - 自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこに相談すれば救済につながるのか等、実践的で具体的な事柄を理解させます。
- ③外国語の時間に、人権関連の条約等の日常英語版テキスト等を教材とする場合
 - 語学的な能力の育成と同時に、実際生活で必要となるような人権に関する生きた知識の習得に結び付けます。

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要です。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要です。その際、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力等について取り上げ、それぞれの育成に取り組むことが重要です。

【参考】人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ①国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れます。
- ②道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会を捉え、できるだけ直接的な体験を生かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成します。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効です。

(学習活動の例)

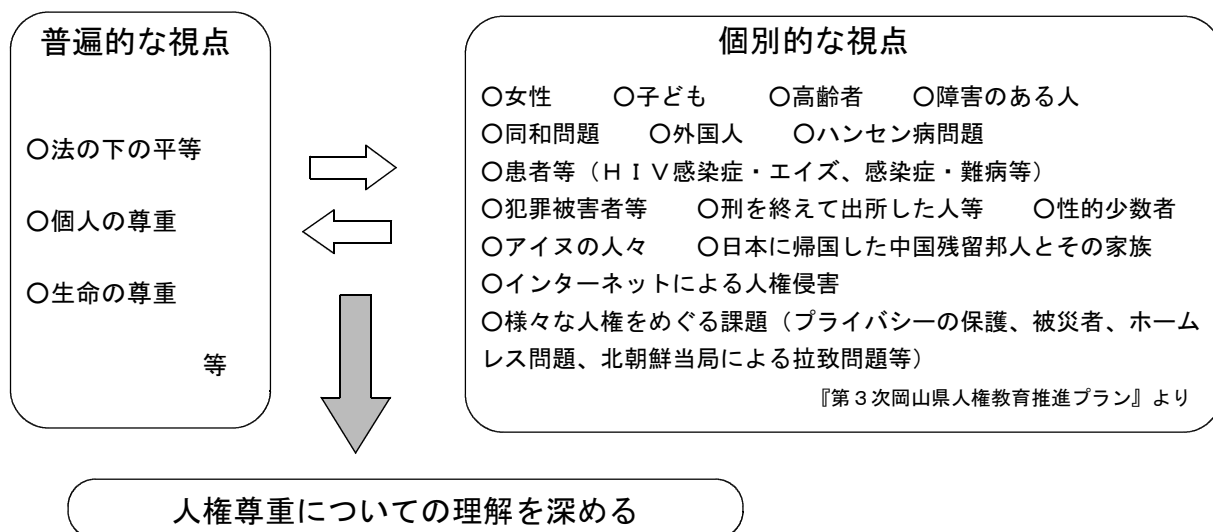
- 肯定的な言葉を掛け合う、人間関係づくりに役立つソーシャルスキル。
- 自分に生じる様々な感情への気づきと肯定的な捉えや、自分の怒りの感情への適切な対処法。
- 攻撃的にならずに、相手に思いを伝える話し方。
- 対立と上手に向き合う方法。

「人権教育指導資料V・VI 人権学習ワークシート集(上・下)」平成20・21年(岡山県教育委員会)

2 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチ

実践編～個別的な人権課題に対する取組～1ページ

「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的視点」の両者を相互に関連させることで、人権尊重についての理解が深まります。どちらの視点から学習に入っても、最終的に自他の人権を守る実践行動につながるように、指導内容を工夫することが大切です。



（学習活動の例）

就職差別解消の取組の理解を通して、法の下での平等の理念について理解を図る。

〈展開〉

1. 就職差別の事例から、どのような問題点があるか考えさせる。
2. 統一応募書類を通して、同和問題等について理解を深め、就職差別解消の取組について理解させる。
3. 職業選択の自由や働く権利の保障について理解させる。
4. 法の下での平等の理念について理解させる。

3 効果的な学習教材の選定・開発

指導等の在り方編25～27ページ

人権教育の学習教材の内容を創意工夫することで、人権が尊重される社会づくりを自らの問題として捉え、自ら考えることができるようにする等の教育効果を高めることができます。その際、次のような点に留意します。

【参考】学習教材の選定・開発の留意点

- 学習の目的を達成できる内容になっていること。
- 身近な事柄を取り上げ、子どもの興味・関心を生かすこと。
- 身近な事柄からはじめて、子どもたちの日常を超えた社会・地球全体に関わる課題を取り上げることで、人権問題と自らのつながりが見えるような工夫をすること。
- 子どもの実態や発達段階を十分考慮し、学習の目的との関連を検討すること。
- 内容の公正さを吟味すること。
- 身近な事柄を取り上げる場合、プライバシーの保護等に配慮すること。
- 複数の教職員で、内容をよく吟味すること。
- 教材の内容や指導の流れについて、必要があれば、事前に保護者の理解を求めること。

既存の教材や教職員が作成した教材を子どもに与えるだけでは必ずしも十分ではなく、子ども自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にします。また、教職員には、子どもの主体性を引き出すために、知識の一方的な伝達にとどまらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役「ファシリテーター（学習促進者）」としての働きかけが望まれます。

【参考】ファシリテーターとは

ファシリテーターとは、ワークショップのプログラムを進行する人のことをいいます。参加者同士のコミュニケーションを活性化させ、互いの意見を十分伝え合うことができるようにすることがファシリテーターの役割です。ファシリテーション（促進）は、参加者が学習し、実験し、探求し、成長するような環境を築くことを意味します。他人に対して知識と技能を与える「専門家」が行うものではありません。参加者もファシリテーターも経験の分かち合いを通して成長できるようにすることが望まれます。

* 参考……〈資料〉効果的な教材の例（53ページ）

4 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重

指導等の在り方編32ページ

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められます。

学校は、公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく、主体性を持って人権教育に取り組む必要があります。学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければなりません。

また、人権教育は、一人一人の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよう十分留意します。

なお、人権問題や人権教育の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、その内容はもとより、実施の方法等においても、幅広く理解と共感を得られるものにする必要があります。

5 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

指導等の在り方編32ページ

人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、子どものプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくありません。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動等に積極的に取り組もうとすればするほど、個人情報に接する度合いも増すこととなります。

個人情報等にも関わることとした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要があります。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律をはじめとした関連法律や各地方公共団体の条例に具体的なルールが定められています。

学校においては、これら関連法令等の精神と内容を踏まえ、その原則を侵すことのないよう、担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げながら、その学習活動を進めていく必要があります。人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上で行わなければなりません。

また、人権課題についての学習を実施する際には、当該人権課題の当事者となっている子どもや家族等がいることも想定されます。指導に当たっては、子どもの実態や家庭環境等を十分把握し、子どもの状況に直接重なるようなものは削除したり別の資料に差し替えたりすることや、必要であれば授業後に面談を行うなどの配慮が重要です。

〈コラム〉 道徳教育と人権教育

人権教育との関わりという観点から、道徳教育を見る際には、学習指導要領及び解説の次のような記述が参考になります。

例えば、「中学校学習指導要領解説特別の教科 道徳編」（105ページ）には「人間尊重の精神は、道徳教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である。民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、ほかの人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。」と示されています。

人権教育と関わりの深い内容項目としては、例えば、次のようなものが考えられます。

- 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

一方、人権教育は、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成により、人権擁護を実現しようとする意識、意欲や態度を向上させ、実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成する総合的な教育です。

〔第三次とりまとめ〕には、人権教育を通じて育てたい資質・能力については、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の三つの側面から捉えることができると示されています。

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重等の価値的・態度的な側面から捉えられる資質・能力だけでなく、知識的側面、技能的側面から捉えられる資質・能力の育成も重要です。

知識的側面としては、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が示されています。また、技能的側面としては、人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性などが示されています。

道徳教育と人権教育は、どちらか一方だけを行えばよいというものではありません。相互の関連を重視した取組を進めるとともに、それぞれの特性に応じた教育活動を進めることが大切であると考えます。いずれも、価値を押し付けるのではなく、子どもが主体的に学び、身に付けていくものとなるよう工夫することが大切です。

7 人権教育の指導方法

1 人権教育における指導方法の基本原則

指導等の在り方編27～29ページ

人権に関する知的理解を深めるための指導を行う際には、人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、子どもができるだけ主体的に、他の子どもとも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められます。

人権感覚についても、言葉で説明して教えるというような指導方法で育成することは到底できるものではありません。自分の人権も他の人の人権も同じように大切にすると、人権を擁護したり、自分と違う考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などの技能は、子どもが自らの経験を通してはじめて学習できるものです。子どもが自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのです。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原則として、子どもの「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことが重要であることがわかります。

○「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」の学習形態の特徴

協力的な学習

子どもが自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習です。

参加的な学習

学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、子どもが主体的に参加することを基本的要素とする学習です。

体験的な学習

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習です。

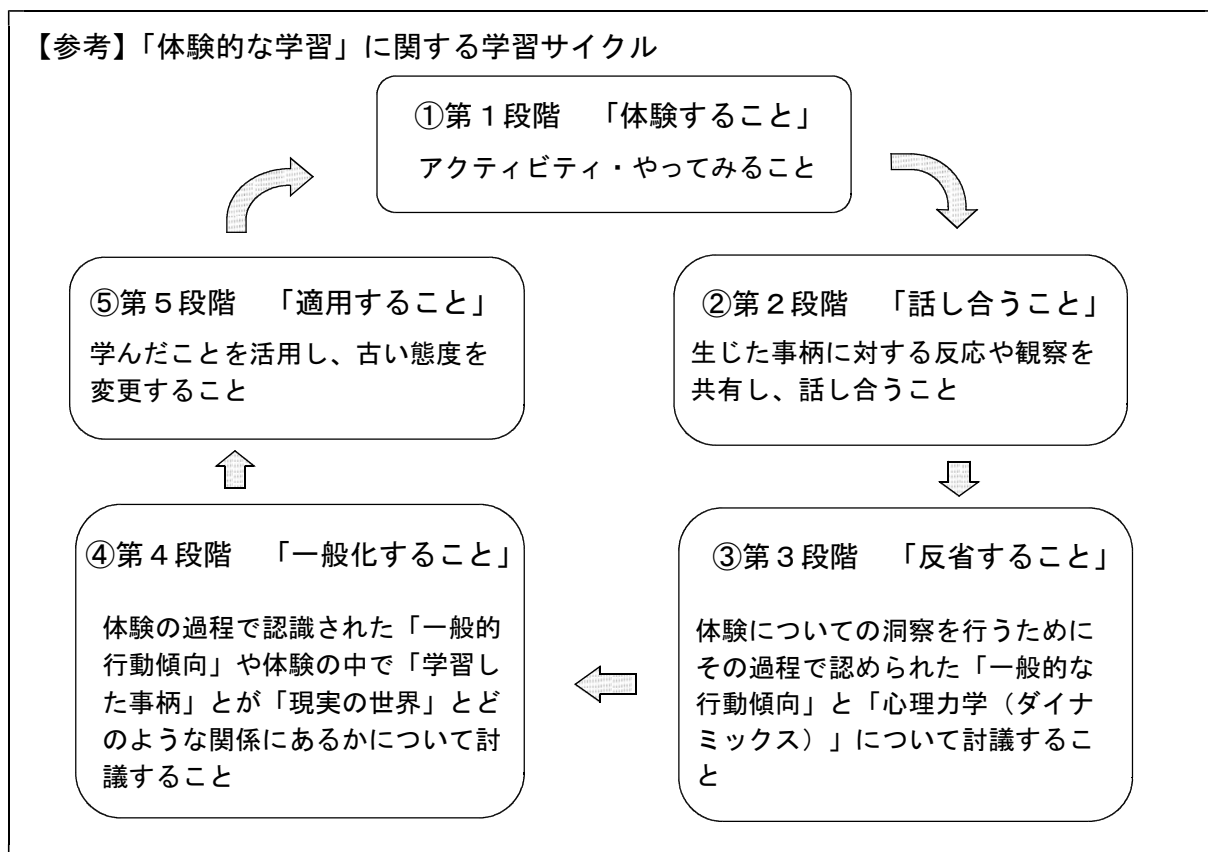
(学習活動の例)

- グループ学習
- 車いす体験
- 保育所・幼稚園訪問
- 身近な大人へのインタビュー
- 職場訪問
- 地域の高齢者や障害のある人との交流

2 「体験的な学習」に関する学習サイクル

「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来より普及してきたところですが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が求められているといえます。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものです。

個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくものという視点を踏まえた活用が必要です。



第1段階の「体験すること」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではなく、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれます。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられます。

「体験的な学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結び付けさせることにあります。

8 全体計画（全体構想図）

全体計画は、学校における人権教育の基本的な方針を示したものであり、教育活動全体を通じて推進するために、目標や具体的な取組を総合的・体系的に示した教育計画です。

指導等の在り方編17～18ページ 実践編7～9ページ

〈全体計画充実のための留意点〉

【策定について】

- 全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解して策定している。

【目標について】

- 学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。
- 関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。
- 子どもの実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた内容になっている。（アンケートや学校評価を参考にしてもよい。）
- 卒業の時点を想定し、どのような姿や集団に育ててほしいのかを明確に示している。
- どのような力を付けたいのかが明確にわかるような表現になっている。
- 子どもの発達段階に即した学年別目標が設定されている。
- 肯定的かつ子どもにもわかりやすい表現で示されている。
- 子ども自身も目標について理解している。

【取組について】

- 「第3次プラン」の三つの視点について、ねらいや取組が示されている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成（豊かな人間関係づくり）など人権感覚を育成する視点が示されている。
- 交流活動や体験活動など、子どもが主体的に参加できる取組が組み込まれている。

〈交流活動・体験活動の重点の例〉

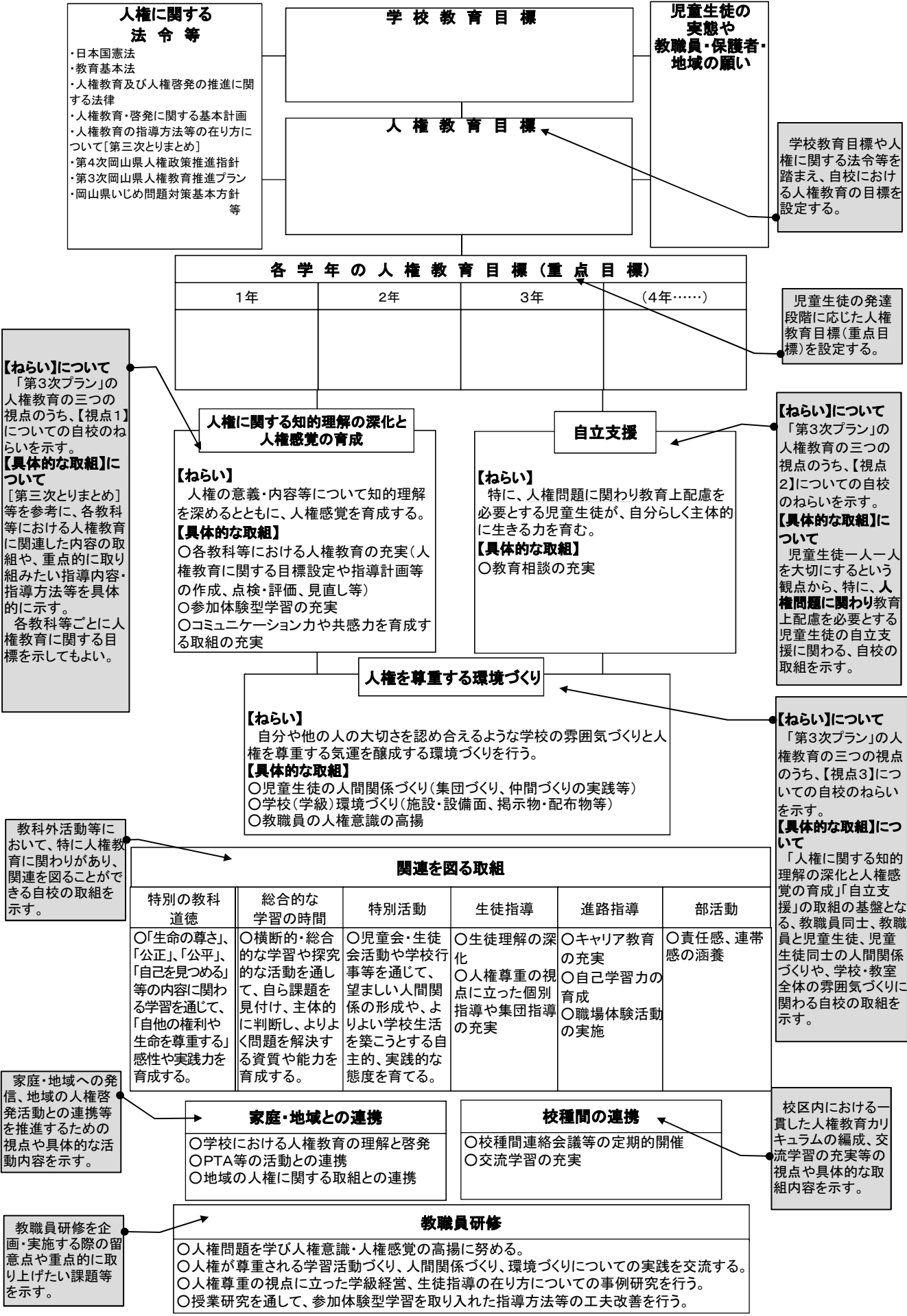
- 小学校段階……児童が自分で「ふれる」、「気付く」ことに重点を置いている。
- 中学校段階……他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」ことに重点を置いている。
- 高等学校段階……自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置いている。

- 各教科等における人権教育や関連を図る取組が示されている。
- 地域の特色を生かした取組が組み込まれている。
- 子どもへの取組だけでなく、教職員、家庭・地域の人権意識を高める取組が組み込まれている。
- 校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関等との連携、校種間の連携を工夫している。

【見直しについて】

- 年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し（改善）を行っている。

人権教育の全体計画(全体構想図)例



人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
- ・第4次岡山県人権政策推進指針
- ・第3次岡山県人権教育推進プラン
- ・岡山県いじめ問題対策基本方針等

学校教育目標

児童生徒の実態や教職員・保護者・地域の願い

学校教育目標や人権に関する法令等を踏まえ、自校における人権教育の目標を設定する。

各学年の人権教育目標(重点目標)

1年	2年	3年	(4年……)

児童生徒の発達段階に応じた人権教育目標(重点目標)を設定する。

【ねらい】について
「第3次プラン」の人権教育の三つの視点のうち、【視点1】についての自校のねらいを示す。
【具体的な取組】について
[第三次とりまとめ]等を参考に、各教科等における人権教育に関連した内容の取組や、重点的に取り組みたい指導内容・指導方法等を具体的に示す。
各教科等ごとに人権教育に関する目標を示してもよい。

人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

【ねらい】
人権の意義・内容等について知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成する。

【具体的な取組】

- 各教科等における人権教育の充実(人権教育に関する目標設定や指導計画等の作成、点検・評価、見直し等)
- 参加体験型学習の充実
- コミュニケーション力や共感力を育成する取組の充実

自立支援

【ねらい】
特に、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする児童生徒が、自分らしく主体的に生きる力を育む。

【具体的な取組】

- 教育相談の充実

【ねらい】について
「第3次プラン」の人権教育の三つの視点のうち、【視点2】についての自校のねらいを示す。
【具体的な取組】について
児童生徒一人一人を大切にするという観点から、特に、**人権問題に関わり教育上配慮を必要とする児童生徒の自立支援**に関わる、自校の取組を示す。

人権を尊重する環境づくり

【ねらい】
自分や他の人の大切さを認め合えるような学校の雰囲気づくりと人権を尊重する気運を醸成する環境づくりを行う。

【具体的な取組】

- 児童生徒の人間関係づくり(集団づくり、仲間づくりの実践等)
- 学校(学級)環境づくり(施設・設備面、掲示物・配布物等)
- 教職員の人権意識の高揚

【ねらい】について
「第3次プラン」の人権教育の三つの視点のうち、【視点3】についての自校のねらいを示す。
【具体的な取組】について
「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」「自立支援」の取組の基盤となる、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係づくりや、学校・教室全体の雰囲気づくりに関わる自校の取組を示す。

教科外活動等において、特に人権教育に関わりがあり、関連を図ることができる自校の取組を示す。

関連を図る取組

特別の教科 道徳	総合的な 学習の時間	特別活動	生徒指導	進路指導	部活動
○「生命の尊さ」、「公正」、「公平」、「自己を見つめる」等の内容に関わる学習を通じて、「自他の権利や生命を尊重する」感性や実践力を育成する。	○横断的・総合的な学習や探究的な活動を通して、自ら課題を見付け、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。	○児童会・生徒会活動や学校行事等を通じて、望ましい人間関係の形成や、よりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。	○生徒理解の深化 ○人権尊重の視点に立った個別指導や集団指導の充実	○キャリア教育の充実 ○自己学習力の育成 ○職場体験活動の実施	○責任感、連帯感の涵養

家庭・地域への発信、地域の人権啓発活動との連携等を推進するための視点や具体的な活動内容を示す。

家庭・地域との連携

- 学校における人権教育の理解と啓発
- PTA等の活動との連携
- 地域の人権に関する取組との連携

校種間の連携

- 校種間連絡会議等の定期的開催
- 交流学習の充実

校区内における一貫した人権教育カリキュラムの編成、交流学習の充実等の視点や具体的な取組内容を示す。

教職員研修を企画・実施する際の留意点や重点的に取り上げたい課題等を示す。

教職員研修

- 人権問題を学び人権意識・人権感覚の高揚に努める。
- 人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりについての実践を交流する。
- 人権尊重の視点に立った学級経営、生徒指導の在り方についての事例研究を行う。
- 授業研究を通して、参加体験型学習を取り入れた指導方法等の工夫改善を行う。

9 年間指導計画

年間指導計画は、全体計画（全体構想図）に基づき、子どもの発達段階を踏まえ、育てたい資質・能力を見据え、当該年度に行う指導内容・方法等（「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するか）を関連性や系統性を考慮し位置付けたものです。

年間指導計画を作成することにより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び学級や学年の取組等が、人権教育としてどのように関連付けられているかが明確になり、体系的・系統的な指導が可能になります。

年間指導計画には、様々な様式があります。各学校において、工夫して作成して下さい。

指導等の在り方編17～18ページ **実践編10～11ページ**

〈年間指導計画作成の手順〉

- ① 各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び学級や学年の取組等のうち、人権教育の機会となり得る単元や教育活動を見出します。（いわゆる「洗い出し」の作業）
- ② ①で見出した単元や教育活動のうち、各学年等の目標（重点目標）の達成につながる、つまり子どもに「付けたい力」を育成することのできる取組を取り出します。このとき、目標達成のために特に関わりの深い取組に焦点を当て、関連性や系統性を考慮し、適切に位置付けます。
 - *例えば、人権に関わる学習を行う特別活動（学級活動、ホームルーム活動）や道徳科、総合的な学習の時間、社会科、地歴・公民科の単元に着目し、単元や教育活動を効果的に関連させて、各学年等の目標（重点目標）の達成につながる取組を計画します。

〈年間指導計画充実のための留意点〉

【策定について】

- 全教職員が担当学年、担当教科等の策定に協力し、学年の計画の全体について理解している。

【教育活動の位置付けについて】

- 全体計画（全体構想図）に示された、人権教育目標や各学年等の目標の達成につながる取組が、各教科等の学習内容や指導方法等から取り出され、関連性や系統性を考慮し位置付けられている。
- 「女性」「子ども」などの具体的な人権課題に関する学習内容（個別的な視点からの取組）と、「法の下での平等」「個人の尊重」「生命の尊重」などに関する学習内容（普遍的な視点からの取組）とが効果的に結び付けられている。
- 具体的な人権課題については、各教科等の学習内容や発達段階を考慮し、学年間を見通して、偏りのないよう位置付けられている。
- 人権集会、人権啓発映画鑑賞会及び講演会等の取組と関連性のある各教科等の学習内容とが効果的に結び付けられている。
- 必要に応じて、家庭・地域、関係機関等と連携した取組が位置付けられている。

【見直しについて】

- 年度ごとに策定し、評価と見直し（改善）を行っている。

＜発達段階を考慮した指導の流れ＞

次の一連の学習により、子どもは自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的な行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待されます。

- ①自分が生きている価値の実感（自分に対する肯定的態度）
- ②お互いの中にある違いの自覚と尊重
- ③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
- ④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習
（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）
- ⑤具体的な場面に対応できる行動力の育成
- ⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成

＜発達段階を考慮した重点の置き方＞

上記の要素のどれが重視されるかは、子どもの発達段階やその他の実態によって異なります。例えば、小学校低学年では①②などが重視され、学年が高くなるにつれて③④などに重点が移る、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加え⑤⑥なども重要な位置を占めるようになります。

＜同じ学年で学習時期を考慮した重点の置き方＞

さらに、同一学年内における学習の進行においても、時期によって重点の置き方は異なります。例えば、年度当初は①②などが重視され、その成果を土台に継続的・恒常的学習が継続されつつ、③④などが子どもの状況に応じて組み込まれます。そして⑤⑥などの具体的な行動力の学習へと進む、というような構成が望ましいです。

以上のように順次性を大切にしながら学習を展開していくことが求められますが、場合によっては改めて①②の側面を強調する等、状況に応じた学習が必要となります。

中学年の重点目標		一人一人の友達を大切にし、相手のよさを認め合える子ども	
学期		1	2
テーマとねらい		『かがやけ！いのち』……身の回りの生物を調べたり、地域の人と触れ合ったりする活動を通して、生命の大切さやすばらしさに気づき、自他の生命を大切にしようとする態度を養う。	『友達と仲よく』……自分の大切さとともに、友達の大切さを認め、協力し合っで楽しい学校生活をつくろうとする態度を養う。
<p>この計画は、各教科等における取組の中から、特に学年の重点目標を達成するために、効果のある取組を関連付け、テーマやねらいとともに示している。関連付けた人権学習の実施は、例えば、年間2回実施や各学期1回実施など、各校の全体計画に基づいて行われる。</p>			
各教科	国語	しつもんをしたりかんそうを言ったりしよう(技) ☆	話し合っで決めよう(技) ☆
	社会	わたしたちのまち・みんなのまち(知)	わたしと小鳥とすずと(価)
	理科	たねをまこう(価) チョウを育てよう(価) こん虫を調べよう(価)	『友達と仲よく』 ②互いの中にある違いの自覚と尊重の気持ちを養う取組を構成している…24ページ参照
	体育	『かがやけ！いのち』	ポートボール(技)
	特別の教科 道徳	ヒキガエルとロバ 小学校中D(18)	同じ仲間だから 小学校中B(9) 心と心のあく手 小学校中B(6) 【障害のある人】
総合的な学習の時間	きらりかがやけみんなのいのち(知・価)		
特別活動	学級活動	気持ちを伝えよう(技) ◇	友達のよいところを見つけよう(価)
	児童会活動	いじめについて考える週間	キラリソングをつくろう(価)
	学校行事	①自分が生きている価値を実感(自己についての肯定的態度)させる取組を構成している…24ページ参照	人権集会「キラリソングを歌おう！」 学習発表会

* 二重線囲み……核となる取組

* ——— …… 関連性を考慮し効果を高めたい取組

3	年間を通して
/	/
すじ道を立てて話そう(技)☆	☆…話すこと・聞くこと
あの日のこと 小学校中B(7)【高齢者】	
<div data-bbox="363 1429 724 1536" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 人権課題の解決に関わった取組を示している。 </div>	
ほめ上手ほめられ上手(価・技)◇	◇…ソーシャルスキルトレーニングに関わる学習

この例は、重点目標の達成につながる取組に焦点を当て、その取組を構成する単元や教育活動の関連性・系統性を考慮した位置付けを示したものです。

* → ……系統性を考慮し効果を高めたい取組

中学校第2学年 年間指導計画例

重点目標	1	2	いじめ問題の解決に、自ら努める生徒を育てる。 自分自身を大切な存在と受け止めようとする態度を育てる。				
月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	
各教科			やさしい日本語 標語を考えよう (人権標語) 作文を書こう (人権作文)	秀吉による全国統一 ・検地と刀狩 兵農 分離	江戸時代の身分 ・さまざまなきらし くらし	字のないはがき	
特別の教科 道徳		ぞうさん (C(11) 公正、公平、 社会正義)	★顔の見えないコ ミュニケーション (メール・SNS等) ★学級人権宣言を作 ろう	命って、何だろう？ (D(19)生命の尊さ)	生命を維持する働き	動物のなかまと生物の 進化	
特別活動	学級組織を作ろう 学級目標を作ろう	学級生活アンケート	いじめについて考え る週間の取組	1学期の振り返り 学校保健委員会 (命を大切に)	●不安と悩み・自分 自身を見つめよう	●自分の個性に自信を もつ(A(3)向上心、 個性の伸長)	
総合的な学習 の時間				平和について考える (広島平和学習)		★私のいいところ 学級生活アンケート	
						学校人権宣言	

重点目標1に関わる
取組を示している。

重点目標2に関わる
取組を示している。

*★……核となる取組 *●……関連性を考慮し効果を高めたい取組 例示のため、取組内容を一部省略しています。

高等学校年間指導計画例

	第1学年	第2学年	第3学年
人権 教育 目標	自己理解や他者理解を深め自尊感情を育み、自己の価値を尊重しようとする意欲や態度を養う。	様々な人権問題を知り、解決の方法を探る。	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。
	ホームルーム活動	ホームルーム活動	ホームルーム活動
	関連を図る取組	関連を図る取組	
1 学 期	<p>「自己理解と他者理解」 人間関係づくりやアクティビティを通して、自己や他者についての理解を深める。</p> <p>「いじめについて」 いじめのないクラスづくり、学校づくりを行うためにできることについて考える。</p>	<p>宿泊研修</p> <p>「デートDVについて」 デートDVに該当する行為について理解するとともに、事例をもとにロールプレイを行い、対処法について考える。</p>	<p>「統一応募書類について」 統一応募書類が作成された経緯と公正な採用の重要性について理解する。</p>
	ホームルーム活動	ホームルーム活動	ホームルーム活動
	「情報モラル」 携帯電話やスマートフォンによる人権侵害の被害者、被害者にならないために情報モラルについて考える。	「性的少数者について」 資料や新聞記事を通して性的少数者について理解するとともに、全ての人が自分ら社会の在り方を考える。	「社会に巣立つ君たちへ」 (外部講師による講演会) 「共生社会」の実現に向けて、自らできることについて考え、グループで意見交流する。
2 学 期			
	「情報モラル」 携帯電話やスマートフォンによる人権侵害の被害者、被害者にならないために情報モラルについて考える。	「性的少数者について」 資料や新聞記事を通して性的少数者について理解するとともに、全ての人が自分ら社会の在り方を考える。	「社会に巣立つ君たちへ」 (外部講師による講演会) 「共生社会」の実現に向けて、自らできることについて考え、グループで意見交流する。
3 学 期			
	「こころの健康」 こころの健康について理解を深め、一人一人が抱える不安や悩みへの対応の仕方について共に考える。	「児童虐待防止にむけて」 (外部講師による講演会) 児童虐待に関する新聞記事を通して防止に向けてできることを考える。	この例は、ホームルーム活動を核として関連を図る取組を挙げたものです。人権教育は、他の教科等においても、それぞれの特質に応じて実施し、教育活動全体で推進していくことが大切です。

〈発達段階を考慮した指導の流れ〉
2 4 ページを参考に、高校段階は⑤⑥を重視し目標(卒業時点の目指す生徒の姿)とした。1 学年①②→2 学年③④→3 学年⑤⑥と学年ごとに目標を設定している。

関連性、系統性を持たせる教科等の活動を挙げている。ホームルーム活動の導入やまとめのときに、教科の学習を振り返り確認する。教科等で学習した内容について、特別活動では、具体的な方法を身に付け、実践力を培うようにした。

1 学期に「デートDVについて」で学習した人権尊重の精神が、「性的少数者」の学習でも基盤となることを確認し、理解を深めるようにする。

この例は、ホームルーム活動を核として関連を図る取組を挙げたものです。人権教育は、他の教科等においても、それぞれの特質に応じて実施し、教育活動全体で推進していくことが大切です。

10 学習指導案

人権に関する学習や人権教育の視点を加えた授業を実施する場合の指導案の例です。岡山県総合教育センターが示す各教科等の指導案の形式を参考にして作成しています。なお、指導案には固定的な形式があるわけではありませんから、各学校や授業者が工夫して作成して下さい。

■小学校（道徳科）学習指導案例

第3学年〇組 道徳科学習指導案
平成〇年〇月〇日（〇） 第〇校時 〇〇教室 指導者 〇〇〇〇

1 主題名 命あるものを大切に 内容項目【生命の尊さ】小学校中D(18)

2 ねらいと教材

(1) ねらい

生命の尊さを感じ取り、生命あるもの全てを大切にしようとする心情を養う。

(2) 教材名

「ヒキガエルとロバ」（出典：文部科学省「わたしたちの道徳」）

3 主題設定の理由

(1) ねらいや指導内容についての教師の捉え方

「命あるものを大切に」とは、生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすることである。中学年の段階では、誕生の話から生を受けたことのすばらしさを感じたり、病气やけがのことから自分の生命の尊さを知ったりして、自分自身の命が、いかにかけがえないものであるかを感じ取らせるようにしたい。それと同時に、生きているもの全てが同じように生命を持っていることを理解し、生命あるもの全てを大切にしようとする心を育てる必要がある。

(2) これまでの学習状況や実態と教師の願い

児童の生き物に対する興味・関心は高く、理科の時間に育てたヘチマの花の観察に積極的に取り組んだり、教室で羽化したモンシロチョウを宝物のようにながめていたりする姿もよく見られた。

しかし、日常生活において飼っている生き物にえさをやり忘れたり、おもちゃのようにして遊んだりする光景も見受けられることがある。また花が咲いている間は喜んで水やりをするが、そのうち興味が薄れ枯らしてしまうこともある。

このようなことから、生命のある存在としての生物のすばらしさや自然の不思議さを感じ取らせるとともに、どんな小さな生物も人間も生命の重さにおいて変わりがないことに気付かせたい。そして、生きているもの全てを大切にしようとする心情の育成を図りたいと考える。

(3) 使用する教材の特徴や取り上げた意図及び具体的な活用方法

本教材は、生命の危機を感じる場所にありながら、自力では何もできないヒキガエルに、残酷な目を向ける子どもたちと、自分も苦しい立場にありながら、ヒキガエルの生命をなんとか助けようとするロバの姿が対比的に描かれている。

ロバの行動や、ロバの行動を見て立ち尽くす子どもたちの思いについて考えさせ、生命あるものを大切にしようとする態度を育てることができる教材である。

4 本時（本実践）と人権教育

生命の大切さとともに、生命を大切にすることを優先した行為の尊さに気付き、生命はかけがえないものとして尊重する態度を養う。

学習活動	主な発問と予想される反応	指導・援助の留意点
<p>1 <導入> 生き物を飼った経験を話し合う。</p> <p>2 <展開> ・教材「ヒキガエルとロバ」を読んで話し合う。</p> <p>・生命の大切さについて考える。</p> <p>3 <終末> 教師の説話を聞く。</p>	<p>○どんな生き物を飼ったことがありますか。 ・家で犬を飼っているよ。 ・2年生の時、教室でザリガニを飼っていたけど、死なせてしまったよ。</p> <p>○年をとったロバが、荷車を引いてやってきたのを見て、アドルフたちは、どんなことを思っていましたか。 ・ヒキガエルがひかれるぞ。 ・ひかれたらどうなるだろうか。 ・おもしろそうだ。</p> <p>○ロバが、ヒキガエルをじっと見続けているのを見て、アドルフたちは、どんなことを思っていましたか。 ・ロバは、ヒキガエルの生命を守ろうとしているのかな。 ・なにをしているのだろう。 ・早くひいてしまえ。</p> <p>◎★アドルフたちは、ヒキガエルとロバをいつまでもながめながら、どんなことを考えていましたか。 ・ロバは疲れているのに、ヒキガエルを助けたんだ。ぼくも生命を大切にすよ。 ・どんな生き物の生命も無駄に殺してよいものではないんだ。 ・もう絶対にしないよ。 ・おもしろそうだと思うけどぼくたちははずかしい。ごめんね。</p> <p>○あなたは、どんなときに生命の大切さを感じましたか。 ・かわいがっていた犬が死んでしまったとき、もっとかわいがってあげればよかったと思った。 ・妹が生まれてきたとき、しっかりお世話したいと思った。</p> <p>○自分の生命だけでなく、他の生き物の生命も同じように大切にしていきたい。</p>	<p>○身近な生き物の生命が意識できるように、これまでの生き物を飼った経験を思い出させる。</p> <p>○生き物の生命について考えることを確かめ、価値への方向付けを行う。</p> <p>○教材を読む前に、ヒキガエルの写真を見せる。</p> <p>○場面絵を活用し、「荷車」「わだち」などの言葉を補足説明しながら読む。</p> <p>○アドルフたちが小さな生命が消えることを軽い気持ちで捉えていることを押さえる。</p> <p>○児童の多様な発言を、教師が観点ごとに分けて板書し、ヒキガエルを愛護するロバの気持ちや、生命の尊さに気付いていない登場人物の思いを比べやすくする。</p> <p>○自分の考えをもつことができるように、ワークシートを利用し、その考えをもとに班で交流させる。</p> <p>○年をとったロバは、とても疲れていたが、それでもヒキガエルに気付くと、ひき殺さないよう新しいわだちをつけていったことを確かめる。</p> <p>○身近な出来事から、生命の尊さ、大切さを感じたことを発表させる。</p> <p>○実践意欲へと結び付けることができるようにする。</p>
<p><評価の観点> ○児童が、ねらいとする道徳的価値（生命の尊さ）を自分との関わりで考え、意欲をもって学習に参加している。 ★どのような生命も大切にしようとするロバの行動に共感し、生命を大切にしていこうとする実践意欲を高めている。</p> <p style="text-align: right;">[ワークシート・発言]</p>		

■中学校（学級活動）学習指導案例

第2学年〇組 学級活動指導案
平成〇年〇月〇日（〇） 第〇校時 〇〇教室 指導者 〇〇〇〇

1 題材名 「差別や偏見のない社会づくり」
内容（2）ウ 社会の一員としての自覚と責任

2 生徒の実態と題材について

（1）生徒の実態

本学級は、班活動や生徒会活動などで、自分の役割をきちんと果たそうとする生徒が多い。しかし、学級をよりよくしようとしたり、自分たちが住んでいる地域や社会で起きている様々な事象に積極的に関わっていかうとしたりする姿勢はあまり見られない。また、本時で題材とするハンセン病について事前調査を行った結果、ほとんどの生徒が病名は知っていたが、どのような病気であるかを記述できた生徒は少なかった。

（2）題材設定の理由

生徒はこれまでハンセン病問題について学習しているが、ハンセン病の病名や患者等への差別や偏見があったことへの理解にとどまっている。このため、道徳の時間との関連を図りながら、啓発DVDの視聴や啓発冊子での学習により、差別や偏見に立ち向かい人権の回復に取り組んできた当事者の心情を共感的に理解させたいと考えた。さらに、学んだことを伝えるために行動したり、日常生活の中で改善できることを実践したりすることで、よりよい学級、学校、社会にするために自覚と責任を持ち、主体的に関与しようとする意欲や態度を育てたいと考えた。

3 評価規準

集団活動や生活への 関心・意欲・態度	集団の一員としての 思考・判断・実践	集団活動や生活についての 知識・理解
自己の生活の充実と向上に関わる問題に関心を持ち、自主的、自律的に日常生活を送ろうとしている。	日常生活における自己の課題を見出し、自己を生かしながら、よりよい解決方法などについて考え、判断し、実践している。	集団や社会への適応及び健康で安全な生活を送ることの大切さや実践の仕方、自他の成長などについて理解している。

4 本時のねらい

ハンセン病問題について学習したことを身の回りの人にどう伝えるか考える活動を通して、日常生活の中でどのような行動を取ることができるかを考え、実践しようとしている。

5 本時と人権教育

差別や偏見の解消に向けてできることを考え、主体的に関与しようとする。
(価値的・態度的側面)

三つの側面のうちの、どの側面の力をつけさせるのかを明記することもできます。

6 事前の活動

日時	生徒の活動	教師の指導・支援	学習評価
〇月〇日 帰りの会	アンケートに記入する。	事前調査により生徒の実態を把握する。	
〇月〇日 道徳	ハンセン病について知り、かつてハンセン病にかかった人たちの思いや願いを話し合う。	・「ハンセン病問題のこと 正しく知っていますか？」(岡山県) ・ハンセン病問題を扱った道徳の読み物資料	人間の尊厳の大切さに気付いている。
〇月〇日 学級活動	ハンセン病回復者の話を聞き、感想文を書く。	交流の時間を設定することにより、より深く受け止めさせる。	ハンセン病回復者の心情を共感的に受け止めている。 【思考・判断・実践】

7 本時について

人権教育の視点から特に重要なこと……★

	学習活動	教師の指導・支援	学習評価
導 入	1 前時に書いた感想を聞く。 2 本時の活動を確認する。	○特にハンセン病回復者の心情を共感的に捉えた感想文を紹介する。	
展 開	3 ハンセン病問題について学習したことを、身の回りの人にどう伝えるか考える。 4 学習したことをより多くの人に伝えるためにどのような行動を取ることができるかを考え、発表する。 (1) 個人でワークシートに記入する。 (2) 班で意見をまとめ発表する。 5 自分で行動する内容を決め、掲示用カードに書く。	○ハンセン病問題について自分の考えをワークシートに記入させる。 【考えるポイント】 ・どのような病気か。 ・なぜ差別や偏見が生まれたか。 ・人権侵害と考えるのはどのような点か。 ・この歴史的事実から学ぶことは何か。 ○差別や偏見を助長する表現は使わないよう助言する。 ○ワークシートに記入したあと、班で交流させ、実現しやすい具体的な行動を考えさせる。 ○多様な行動ができることに気付かせる。 ○★自分たちの学校、地域、家庭の中で取り組むことや、学習を通して気付いた日常生活の中で改善できることについて自己決定させカードに書かせる。	○★日常生活の中でどのような行動を取ることができるかを考え、実践しようとしている。 【関心・意欲・態度】 〔掲示用カード〕
終 末	6 教師の話聞く。	○学習を振り返らせながら、人間の尊厳や人権の大切さに触れ、実践への意欲を高めさせる。	

8 事後の活動

日時	生徒の活動	教師の指導・支援	学習評価
1か月後 朝の会	自分で決めたことの実践状況を報告し合う。	よくできたことを賞揚し、実践への意欲を高め、継続を促す。	自己決定したことを実践している。 【思考・判断・実践】

■高等学校（家庭基礎）学習指導案例

第1学年〇組 学習指導案
平成〇年〇月〇日（〇） 第〇校時 〇〇教室 指導者 〇〇〇〇

1 単元（題材） 子どもと共に育つ

2 目標

- 子どもの発達と保育について関心を持ち、実践的・体験的な活動を通して主体的に学習活動に取り組んでいる。……………〔関心・意欲・態度〕
- 子どもの発達と保育について、現代の家庭や地域の生活を見つめて課題を見出し、その解決を目指して思考を深め、適切に判断し、表現している。……………〔思考・判断・表現〕
- 保育の状況や意義についての情報を収集しまとめることができるとともに、子どもと適切に関わることができる。……………〔技能〕
- 子どもの発達と保育について理解し、家庭及び地域や社会の果たす役割を認識するために必要な知識を身に付けている。……………〔知識・理解〕

3 指導上の立場

(1) 生徒の実態

生徒の家族構成は核家族が約〇〇%であり、兄弟姉妹のいない生徒は約〇〇%いる。ほとんどの生徒は幼い子どもと触れ合う機会を持ってない。中学校で幼児との交流を体験しており「楽しかった」「かわいかった」という肯定的な感想を持っている。将来、自分自身が生み育てる立場に立つという想定のもとで体験を振り返ることのできた感想は少なく、自分の問題として捉えるところまでは進んでいない。

(2) 単元（題材） 観

少子化が進む中で、育児の経験があまりないままに親になる場合が多いため、育児への漠然とした憧れを抱いたり、逆に不安を抱えたりする生徒もいる。このため、体験や交流活動による学習を通して、子育ての喜びや楽しみに気付かせ、親の適切な関わりの大切さや子どもを育てる意義について考えさせたい。また、前に学習した「人の一生と家族・家庭」の内容とも関わらせ、子どもを生み育てるための環境や条件を考慮したライフコースを考えたり、必要があれば社会的支援を活用しながら家族が協力して子育てすることの大切さを理解させたりすることができる単元である。

(3) 本単元（題材）で工夫する点や手立て

妊婦疑似体験や保育園児との交流を通して、自分はどうのような親に（大人に）なりたいか、そのためにどんな力をつけたらよいかなど、大人になり子どもを育てることを自分自身のこととして捉えさせる。

また、具体的な事例の提示により、子育てを困難にする課題を見出したり、その解決方法を考えさせることが期待できる。その際、「児童の権利に関する条約」等を通して、子どもの尊厳と人権についても理解を深め、必要があれば社会的支援を活用しながら家族が協力して子育てすることの大切さを理解させる。

4 指導と評価の計画

主な学習活動	具体的な評価規準と評価方法
<p>第一次 「子どもの育つ力を知る」…………… 4時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦疑似体験をする。 ○自分の子ども時代を振り返り、子どもの特徴について気付いたことをまとめ、発表する。 ○保育人形で、新生児の体重・身長を計測する。 ○子どもの発達を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○母体の健康と子どもの誕生について関心を持ち、子どもの発達と保育について考えようとしている。〔関心・意欲・態度〕（ワークシート、行動観察） ○乳幼児の心身の発達の特徴を理解する。〔知識・理解〕（ワークシート）

<p>第二次 「親として共に育つ」…………… 4時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親と子どもの関わりの大切さを理解する。 ○適切な保育の重要性に気づき、乳幼児の生活について理解する。 ○家庭保育と集団保育について調べ、まとめる。 ○保育者としての関わり方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児への親や家族の関わり方、家庭生活が果たす役割の重要性について理解している。(愛着の形成・社会的な規範) [知識・理解] (ワークシート) ○家庭保育、集団保育の状況や意義についての情報を収集しまとめている。[思考・判断・表現] [技能] (ワークシート)
<p>第三次 「子どもとの触れ合いから学ぶ」… 3時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「園児との交流」において、子どもとの触れ合いや遊びを体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「園児との交流」において子どもと適切に関わることができる。[技能] (行動観察、自己評価カード)
<p>第四次 「これからの保育環境」…………… 2時間</p> <p>第1時 本時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待等の事例から、現代の家族における子育てに関する課題を見出し、その解決について考え、話し合う。 ○「児童の権利に関する条約」や児童福祉に関する法律、子育て支援の制度、地域の機関等について調べてきたことを発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現代の家族における子育てに関する課題を見出し、その解決について思考を深め、まとめたり発表したりしている。[思考・判断・表現] (ワークシート、行動観察) ○子どもの権利と福祉、子育てに関する社会的支援について理解している。[知識・理解] (ワークシート、発表・発言)

人権教育の視点から特に重要なこと……★

本時案 (第四次第1時)					
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○現代の家族における子育てに関する課題を見出し、その解決について思考を深め、まとめたり発表したりする。 ○子どもの権利と福祉、子育てに関する社会的支援について理解する。 				
<p>■ 本時 (本単元) と人権教育</p> <p>「児童の権利に関する条約」や児童福祉に関する法律から、子どもの権利について理解する。子どもは保護され養育される権利を持つとともに一人の人間として尊重される存在でもあることを理解する。また、児童虐待はこれらの権利の侵害であることを理解する。</p>					
	学習活動	指導・支援上の配慮事項など	評価規準・方法など		
導入	<p>1 本時の学習内容を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">「本時 (本単元) と人権教育」については、本時案の中にこのよう記載してもよい。</div>				
展	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">現代の家族の状況から、子育てに関する課題を見出し、その解決について考えよう。</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>2 現代の家族における育児の状況から、子育てに関する課題を見出し、その解決について考え、話し合う。</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○資料 (育児不安と児童虐待の事例) から、子育てを困難にさせ、児童虐待を引き起こしかねない要因について考えるよう伝える。 ○社会的支援を活用して子育てをしている事例も示し、子育てにマイナスのイメージを抱かせないよう配慮する。 </td> </tr> </table>			<p>2 現代の家族における育児の状況から、子育てに関する課題を見出し、その解決について考え、話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○資料 (育児不安と児童虐待の事例) から、子育てを困難にさせ、児童虐待を引き起こしかねない要因について考えるよう伝える。 ○社会的支援を活用して子育てをしている事例も示し、子育てにマイナスのイメージを抱かせないよう配慮する。
<p>2 現代の家族における育児の状況から、子育てに関する課題を見出し、その解決について考え、話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○資料 (育児不安と児童虐待の事例) から、子育てを困難にさせ、児童虐待を引き起こしかねない要因について考えるよう伝える。 ○社会的支援を活用して子育てをしている事例も示し、子育てにマイナスのイメージを抱かせないよう配慮する。 				

		子どもの権利と福祉について理解しよう。	
		子育て支援の制度や機関について理解しよう。	
開	<p>3 「児童の権利に関する条約」や児童福祉に関する法律、子育て支援の制度、地域の機関等について調べてきたことを発表する。また、発表を聞き、まとめる。</p>	<p>○発表を聞き、社会や地域の子育て支援の状況について理解するよう伝える。必要に応じて、ワークシートに記録を取るよう伝える。</p> <p>○子どもの権利や福祉について理解を深められるようにまとめるよう伝える。</p> <p>○児童福祉法に基づく、地域の機関とその役割について、具体的に知らせる。</p> <p>○★子どもは保護され養育される存在としての権利があるとともに、一人の人間として尊重される存在でもあることを知らせる。特に、児童虐待は、権利の侵害であることを知らせる。</p>	<p>◇現代の家族における子育てに関する課題を見出し、その解決について思考を深め、まとめたり発表したりしている。〔思考・判断・表現〕(ワークシート、行動観察)</p> <p>◇★子どもの権利と福祉、子育てに関する社会的支援について理解している。〔知識・理解〕(ワークシート、発表・発言)</p>
終 末	<p>4 本時の学習内容を振り返り、自分が親(大人)であったらどのように子育てをしよう(子育てに関わろう)と思うか考えをまとめる。</p>	<p>○ワークシートに考えをまとめるよう伝える。</p>	

11 子どもの成長や変容に関する評価と活用

人権教育のさらなる充実に向けて、実践の評価を行うことが大切です。評価の方法、時期等を適切に選択し実施します。

人権教育の評価には、「子どもの成長や変容に関する評価」と「学校の人権教育全体の点検・評価」（「人権教育の点検・評価」43ページ参照）の視点があります。

「子どもの成長や変容に関する評価」については、目標に対して子どもにどのような力が身に付いたのか、その育成のための指導内容・指導方法は効果的であったか、指導計画は適切であったかなど、多角的に評価することが必要です。

評価に当たっては、教職員の評価だけでなく、子ども自身による評価の活用も重要です。さらに、家庭や地域からも積極的に評価してもらうなど、外部評価を取り入れることは、より多角的な評価につながります。そのためにも、学校の取組について日常的に家庭や地域へ情報提供することも大切です。

このように、子どもの成長や変容を多角的に評価することによって、人権教育の取組の効果を検証し、その結果を踏まえて、「学校の人権教育全体の点検・評価」を行い、取組の改善につなげます。

指導等の在り方編18～19ページ

【参考】「子どもの成長や変容に関する評価」について

〈評価の方法例〉

- 子どもが作成したレポート、振り返りシート、作文等
- 子どもの自己評価や相互評価の記録
- 教職員による（個別）面談、観察、アンケート調査等
- 保護者へのアンケート

〈評価の時期〉

- 学期末、年度末等……目標の達成状況をはかるための評価
- 各取組のあと……目標達成に向けた計画の修正等を行うための評価

* 参考……〈資料〉点検・評価アンケートの項目例【児童生徒向け】（54ページ）

2. 教育活動全体で推進するために

1 教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められています。

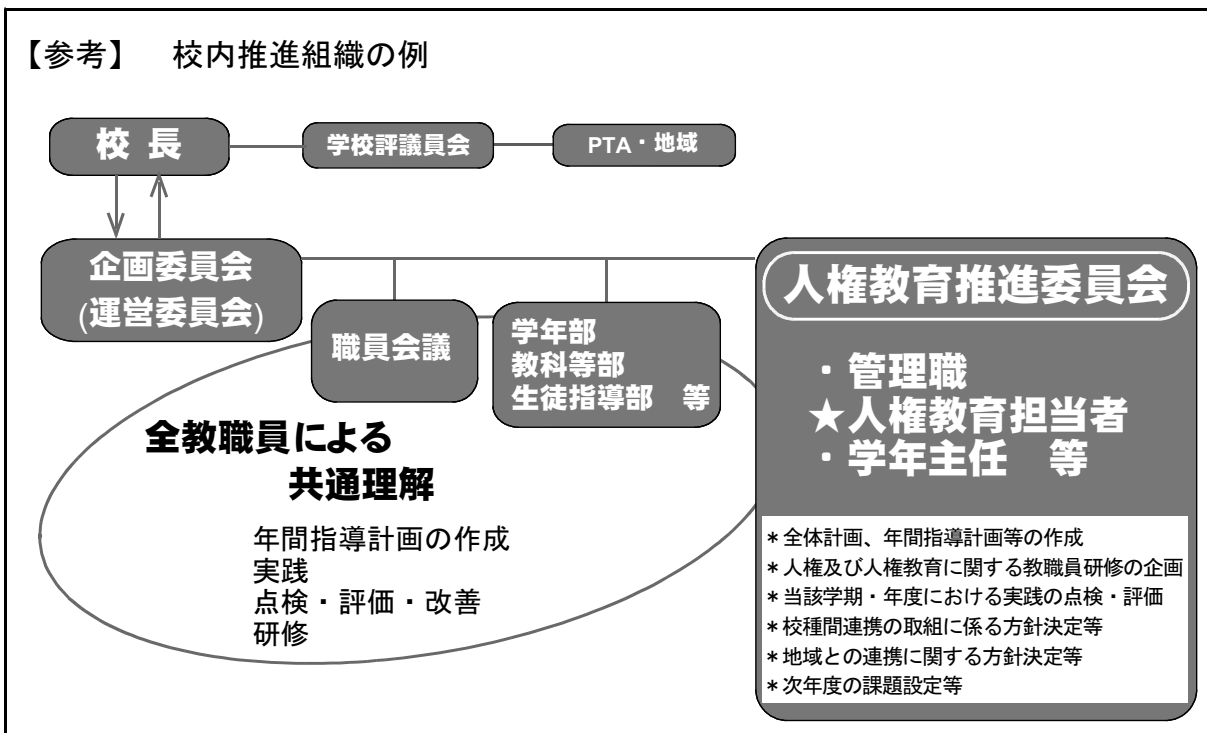
「生きる力」は、「変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力」であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力なども重なりを持つものといえます。

人権教育は、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切です。

人権教育を推進するに当たっては、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められます。そして、全ての教職員で組織的・継続的に行うことが不可欠です。

校内推進組織の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、関連する教科等の研究部、生徒指導部、進路指導部、校務分掌組織の代表者等が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられます。

指導等の在り方編10～17ページ



〈コラム〉効果のある学校 (effective school)

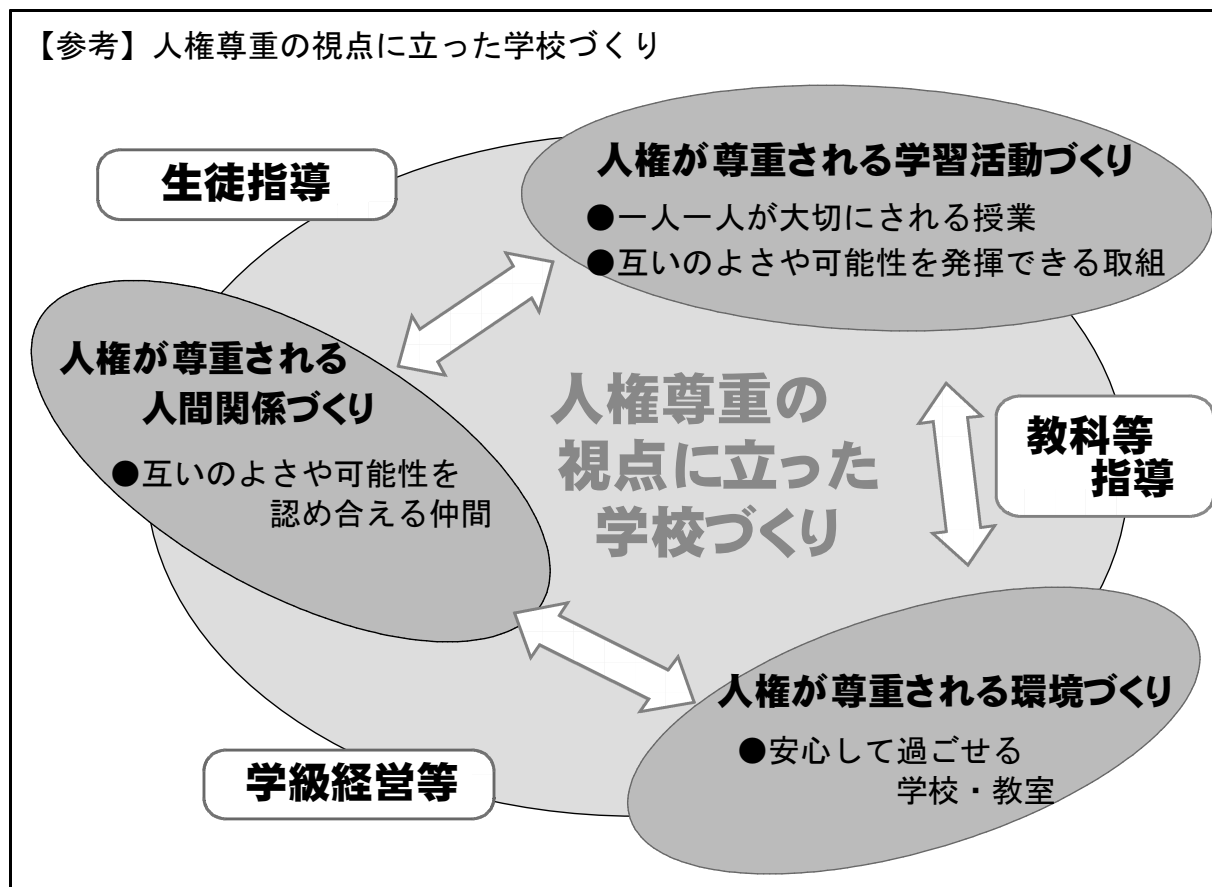
今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められています。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、子どもの自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っています。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や思いが大切にされるとい状況が成立していなければならないからです。

1 人権尊重の視点に立った学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営等、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければなりません。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、子どもの主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切です。また、こうした基盤の上に、子ども同士の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められます。



2 人権尊重の理念に立った生徒指導

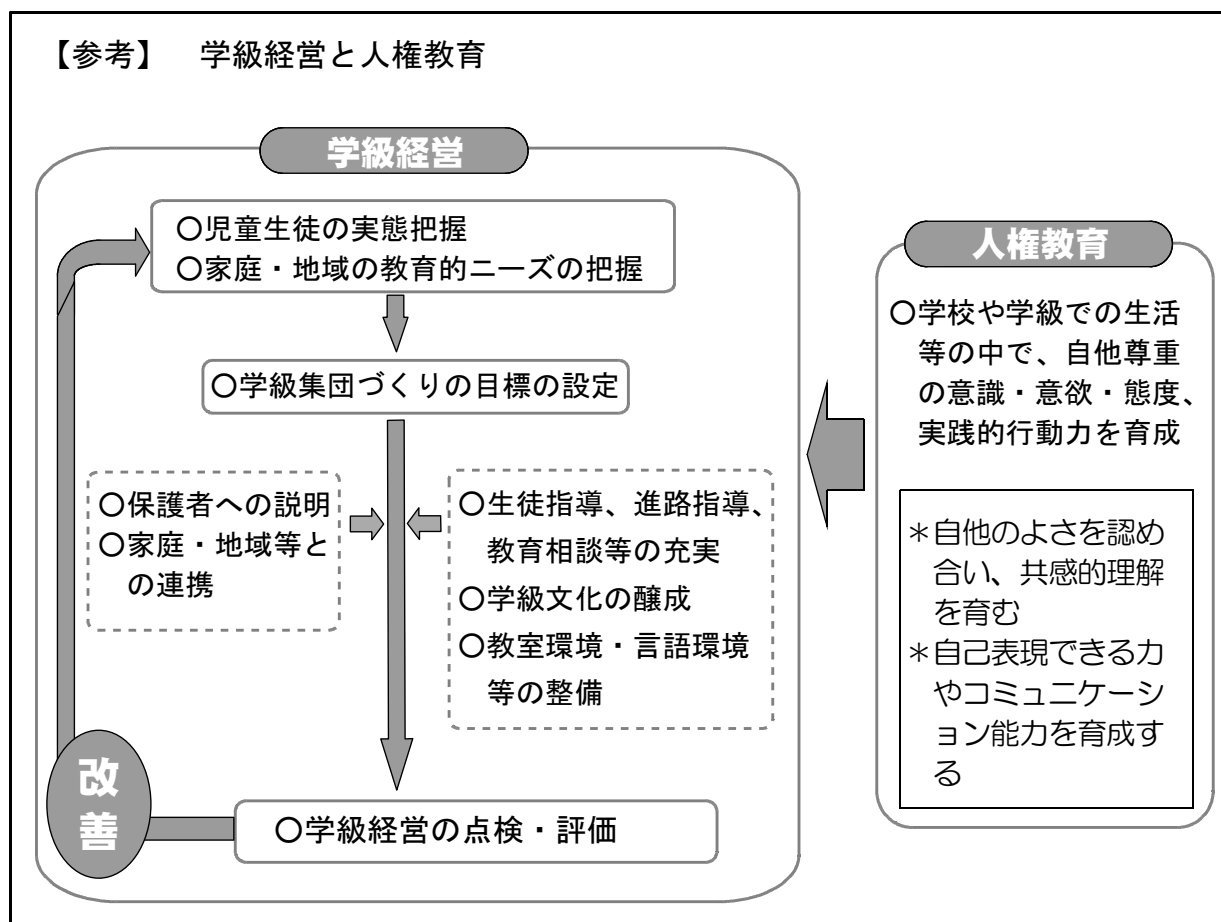
生徒指導は、個々の子どもの自己指導能力を伸ばす積極的な面に本来の意義があり、全ての子ども的人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が、子ども一人一人にとって、また、学級や学年、学校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としています。

学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、子ども同士の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが重要です。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられます。

3 人権尊重の理念に立った学級経営等

人権教育の推進を図る上では、教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければなりません。的確な子どもの理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があります。

特に、子どもが、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければなりません。



4 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

学校教育においては、全ての子どもに、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力などの「確かな学力」を育むことが求められています。

「確かな学力」を育む上では、子ども一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければなりません。

このように見た場合、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図る上でも、重要な観点の一つとなるものと考えられます。

学校においては、「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切に、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められています。

2 家庭・地域等との連携、校種間の連携

学校における人権教育の取組は、家庭・地域、関係機関等の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できます。

指導等の在り方編19～21ページ

1 家庭・地域との連携

子どもは、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしています。学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められます。

連携を進めるに当たっては、子どもと保護者、地域住民等と一緒に活動することを通して、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組を工夫することが必要です。実施に当たっては、PTAの組織等を活用することで効果的な取組になることが期待できます。

○具体的な取組例

- 学年だより等を通じて、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広める。
- 授業参観等の機会を捉え、人権に関わる学習を行う授業を公開したり、懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解を促進する。
- PTA研修会で、人権に関する講演会やワークショップなどを開催する。
- 地域の高齢者宅を訪問し、依頼のあった家事等の手伝いをしたり、高齢者と直接話をしたりして、高齢者の生き方に出会い、そこから学ぶべきことが多くあること、互いに社会を構成する一員であることの認識を深めるとともに、高齢者の人権等について理解を深める。
- ユニバーサルデザインの視点で校区のフィールドワークを行い、学習発表会でまちづくりについての提案を行う。
- 人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。

〈コラム〉ワークショップとは

「ワークショップ」とは、もともとは「作業場」を表す言葉として使われていましたが、現在では、共同で何かを創り出す作業そのものも示すようになってきています。参加体験型学習というワークショップとは、単に知識・情報を発表し合うというのではなく、参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的に関わる学習プログラムのことをいいます。

○ワークショップの意義

ワークショップでは、参加者が主体的に参加し、互いに学び合うことで、豊かな人間関係を育む力（コミュニケーション能力など）や、積極的に課題解決に参加する意欲、行動していく力が育まれていきます。

- 気付き……………ワークショップでの体験及びグループ討議を通じて、自分自身及び他者の多様な個性、価値観を知り、問題の所在に気付くことができる。
- 知識・理解……………人権教育の基本の理念や概念について、学び、理解することができる。
- 態度・意欲……………問題解決の態度、意欲を身に付けることができる。
- 技能（スキル）……………思考のプロセスや、自分のことについて伝えること、相手の立場を尊重して聞くこと、協力して問題解決するための技術など、よりよい人間関係を構築するための技術を身に付けることができる。

「人権教育指導資料Ⅱ・Ⅲワークショップ（上・下）」平成16・17年（岡山県教育委員会）

2 関係機関等との連携・協力

人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家、様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組や、子どもが高齢者施設や障害者施設等の施設を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりするなどの学習活動は、豊かな人権感覚を育むことに有効です。

このような交流活動を行う際には、普段からの連携・協力体制を整えておくことが大切です。その際、教育の中立性を保つことが重要です。

○具体的な取組例

- 福祉関係施設等で交流・ボランティア体験をする。訪問に先立ち、例えば、社会福祉協議会に依頼して、車椅子体験等の活動や、点字や手話についての学習など、訪問先に応じた事前学習を行い、訪問の効果を一層高める。
- 社会福祉協議会や地域の保育所等と連携し、夏季・冬季休業期間等を利用して、福祉施設での「ふれあい弁当づくり」や保育所での「お泊まり保育」の手伝いなどを行う。
- 地域の有識者や助産師、大学教員などを招き、「命の大切さ」、「人の権利」などのテーマについて話を聞く。講演会については、保護者や地域の人々にも参加を呼びかける。

3 校種間の連携・協力

人権教育を進めるに当たっては、学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められます。子どもの成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携を推進します。

校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業公開、合同研修等の実施、子どもの発達段階に配慮したカリキュラムの研究、校種を越えての授業研究の実施などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整えながら、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが不可欠です。

また、自立支援の視点で、進学先の学校においても適切な支援が行えるよう、児童虐待が疑われるなどの子どもの状況については、途切れることのない情報交換が大切です。

3 教職員研修

教職員は、人権尊重の精神が子どもに正しく身に付く教育活動が行えるよう、自己研鑽^{さん}を積むことが大切です。各学校において、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することができるよう、人権教育に関わる研修を計画的に実施します。**指導等の在り方編41～44ページ**

1 研修内容

(1) 子どもの理解等に関すること

人権教育がその効果を上げるためには、学校全体を、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取れるような場にしていくことが必要です。

このためには、子どもの理解が出発点となることから、学校における日常の教育活動等についての実態調査や、人権に関する子どもの意識調査の結果について、教職員が情報を共有し、討議・分析を行う機会を設けるなどの取組も有効です。

【参考】 子どもの理解のための取組

○子どもの現状と課題の共通理解(年間を通して適時実施)

- 各学年・学級の全体的な現状と課題の交流
- 配慮を要する子どもの理解のための情報交流

○集団づくりのための取組

- 集団の実態把握と分析
- 具体的実践例をもとに集団づくりの方針立て
- 集団づくりの課題整理と取組の構築
- 継続した集団分析の交流

(2) 指導に関すること

教職員には、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発等について、研究できるような研修の機会が設けられることが重要です。

また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、子どもに対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応を求められることとなります。

各学校においては、これらのことを踏まえ、教職員自身の人権問題に関する知識と感覚、意識・態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要があります。

*参考……〈資料〉教職員の人権感覚チェックシート例(55ページ)

(3) 家庭・地域との相互理解に関すること

学校は保護者に対し、学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施、人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、家庭に向けた啓発活動の工夫を図ることが大切です。これらの活動を行うに当たっては、実施上の留意点等について、教職員が情報を共有するために、適切な研修を行うことも必要です。

2 研修方法

座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法(討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等)などを取り入れ、目的に応じた適切で多様な研修方法により実施します。

【参考】 研修を進めるに当たっての留意点

対等な立場で学び合い、意見を認め合うなど、自由な意見交換ができる環境をつくることが大切です。

また、個別の人権課題に関する研修を進めるに当たっては、教職員の中に、当該人権課題の当事者となっている人がいることも想定されます。研修中の無責任な言動により、新たな差別や偏見を生み出すこともあるということを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要があります。

4 人権教育の点検・評価

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められます。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の策定や、指導の改善につなげます。

特に、次年度に向けての改善は、その時期を考慮した上で、教職員の情報交換の機会を設定したり、人権教育推進委員会等を開催したりするなどして、改善策を十分に検討することが必要です。なお、客観的な点検・評価のために、各校でチェックシート等を作成し、実施していくことが肝要です。

指導等の在り方編18～19ページ

【参考】学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

- 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- 全ての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制が執られている。
- 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係機関等との連携・協議の場を設けている。
- 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に生かされている。
- 人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 教育の中立性が保たれている。

実践編12～15ページ

人権教育指導の手引き

初 版：平成 27 年 3 月

第二版：平成 30 年 3 月

岡山県教育庁人権教育課

住 所：〒700-8570 岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号

電 話：(086) 226-7612

F A X：(086) 224-2134

H P：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/>